
第5編 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

綾川町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	3
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要	3
第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型	4
第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状	5
第1節 人口と世帯の状況	5
第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について	11
第3節 綾川町における保育サービスの状況	15
第4節 事業実績評価	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 計画の基本理念	20
第2節 基本目標と基本施策	21
第3節 計画期間の将来推計人口	27
第4節 教育・保育提供区域の設定	27
第4章 分野別施策の展開	28
第1節 多様な家庭が子育てしやすいまち	28
第2節 みんなで子育てするまち	31
第3節 子育て家庭が支えられるまち	36
第4節 子どもの生きる力が育まれるまち	46
第5節 子どもがのびのび育つまち	50
第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量	52
第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法	52
第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量	55
第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量	58
第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	65
第6章 計画の推進体制	67
第1節 計画の推進体制	67
資料編	68
第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過	68
第2節 子ども・子育て会議委員名簿	69

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に新たに「子ども・子育て支援新制度」が施行するにあたり、「綾川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」（以下、「第1期計画」）を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

また、「綾川町第2次総合振興計画」（計画期間：平成29年度～令和8年度）においては、『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』を将来像に掲げ、子育て関連が対象となる福祉・社会保障分野では、「安心して住み続けられるまち」を目指しています。

本計画は、第1期計画の改定時期を迎え、計画策定後の法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。第1期計画期間中の取組の進捗状況や課題を整理し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子育て支援事業に対するニーズに応じていくために策定します。

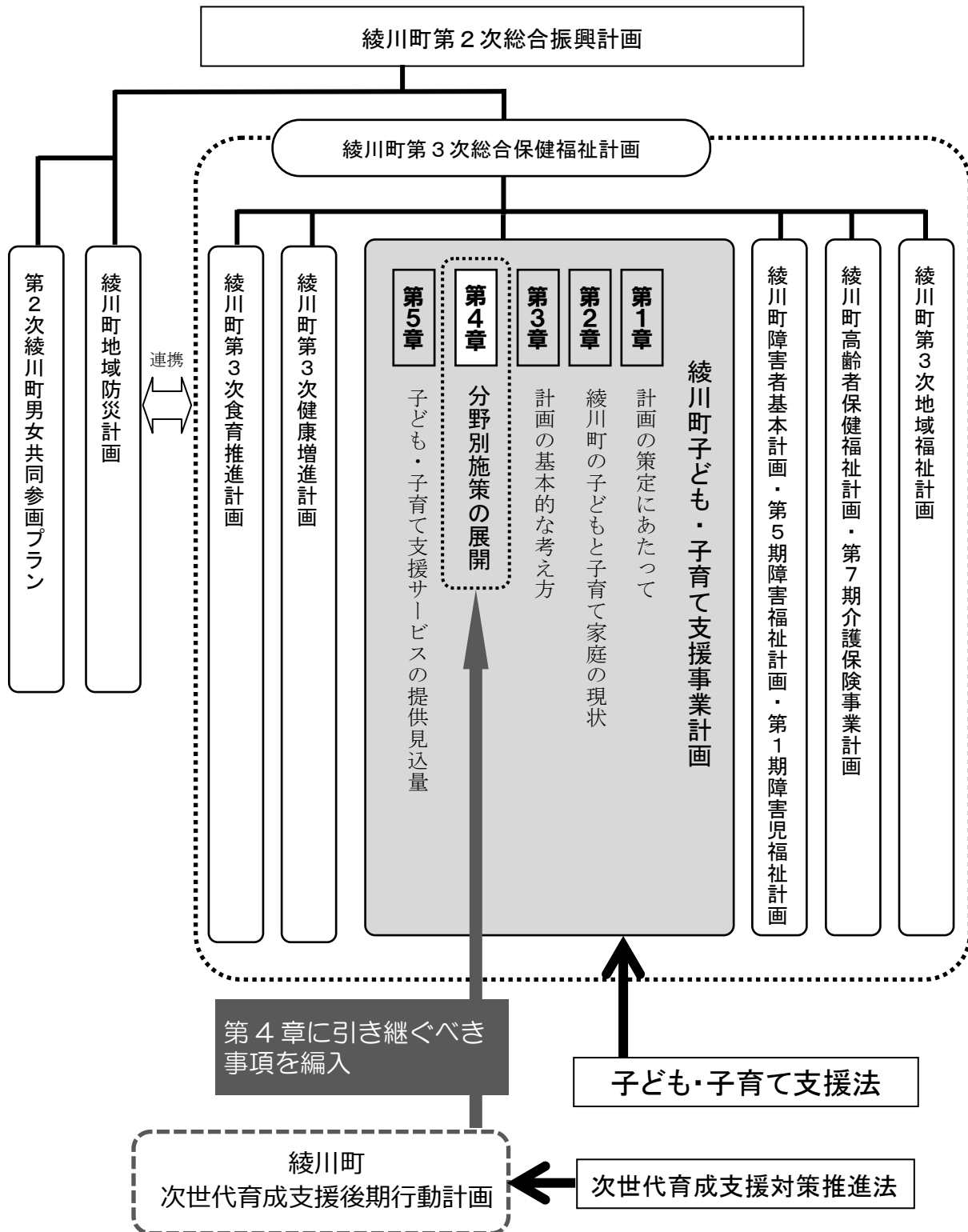
第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制確保方策を定めます。

同時に、本計画は本町のまちづくりの基本的な指針となる「綾川町第2次総合振興計画」を上位計画とし、またその他の諸計画とも整合・連携を図りながら、子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定します。特に、平成29年度に策定された第1期障害児福祉計画に対しては、児童を対象とする計画であることから、整合性を保ち策定します。

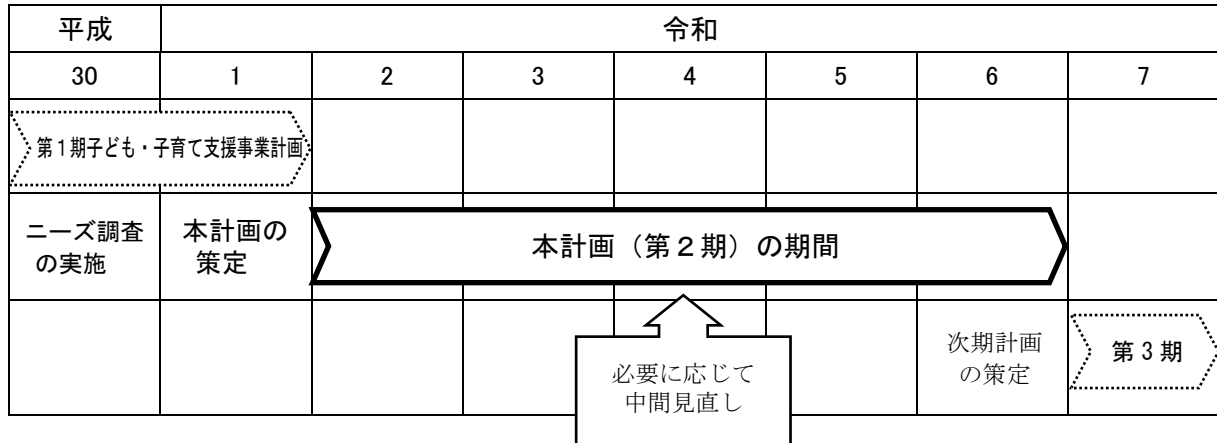
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により義務策定から任意策定に変更されていますが、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援後期行動計画で掲げた各分野における施策の方向性についても、引き継ぐべき事項を編入し本計画で位置づけます。

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画等の関係



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和2（2020）年度から、令和6（2024）年度までを計画期間とします。



第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とする）に基づく制度です。本町でも、平成27年度から「綾川町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）に位置づけ、施行されました。

それまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念のもと、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されました。したがって、本計画に基づき、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即した制度運営を行います。また、教育・保育事業等の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

第5節 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。本町では、教育・保育給付に当たる施設は、認定こども園となります。

子ども・子育て支援法のサービスの類型

給付の区分		事業名
子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 幼稚園
		2 認可保育所
		3 認定こども園
	地域型保育給付（市町村が認可）	4 小規模保育
		5 家庭的保育
		6 居宅訪問型保育
		7 事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業	
	2 地域子育て支援拠点事業	
	3 妊婦健康診査	
	4 乳児家庭全戸訪問事業	
	5 養育支援訪問事業等	
	6 子育て短期支援事業	
	7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	8 一時預かり事業	
	9 延長保育事業	
	10 病児保育事業	
	11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

※地域子ども・子育て支援事業内容については58ページに記載しています

第2章 綾川町の子どもと子育て家庭の現状

第1節 人口と世帯の状況

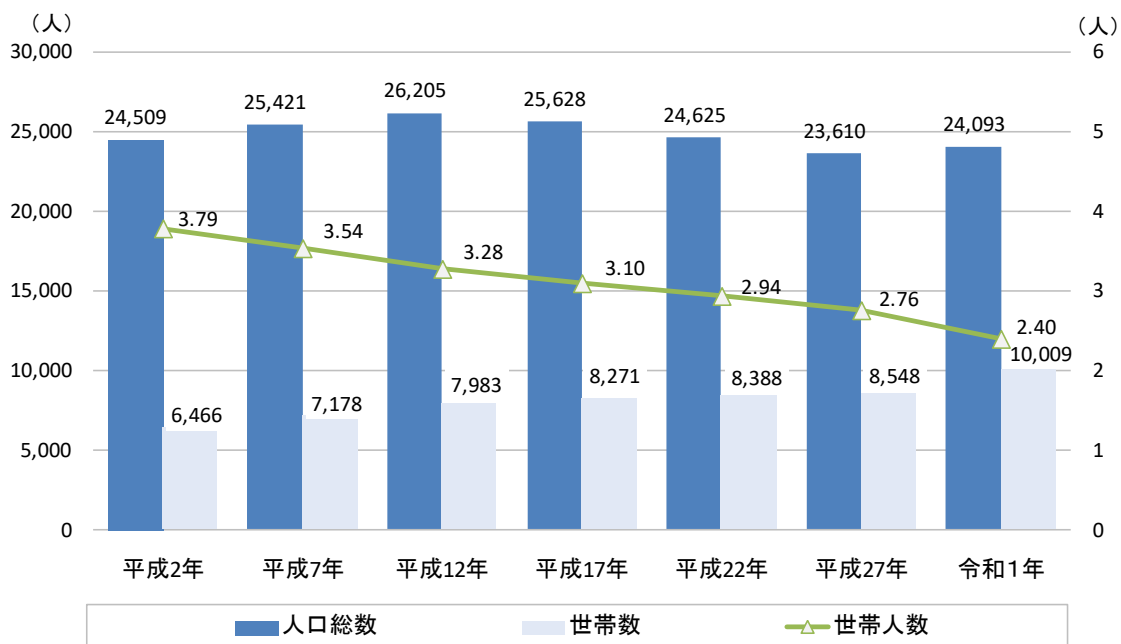
1 総人口と総世帯の状況

令和元年9月末現在、本町の人口は24,093人で、世帯は10,009世帯、一世帯当たりの人数は2.40人となっています。人口の推移をみると、平成2年から平成12年まで増加し続け、それ以降、減少が続いていますが、令和元年は、やや増加に転じています。世帯数については、平成2年以降、増加が続きますが、世帯人数は減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。

人口と世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
人口総数	24,509	25,421	26,205	25,628	24,625	23,610	24,093
男性	11,801	12,170	12,604	12,362	11,817	11,421	11,796
女性	12,708	13,251	13,601	13,266	12,808	12,189	12,324
世帯数	6,466	7,178	7,983	8,271	8,388	8,548	10,009
世帯人数	3.79	3.54	3.28	3.10	2.94	2.76	2.40

資料：国勢調査（平成2年～平成27年）、住民基本台帳（令和元年）



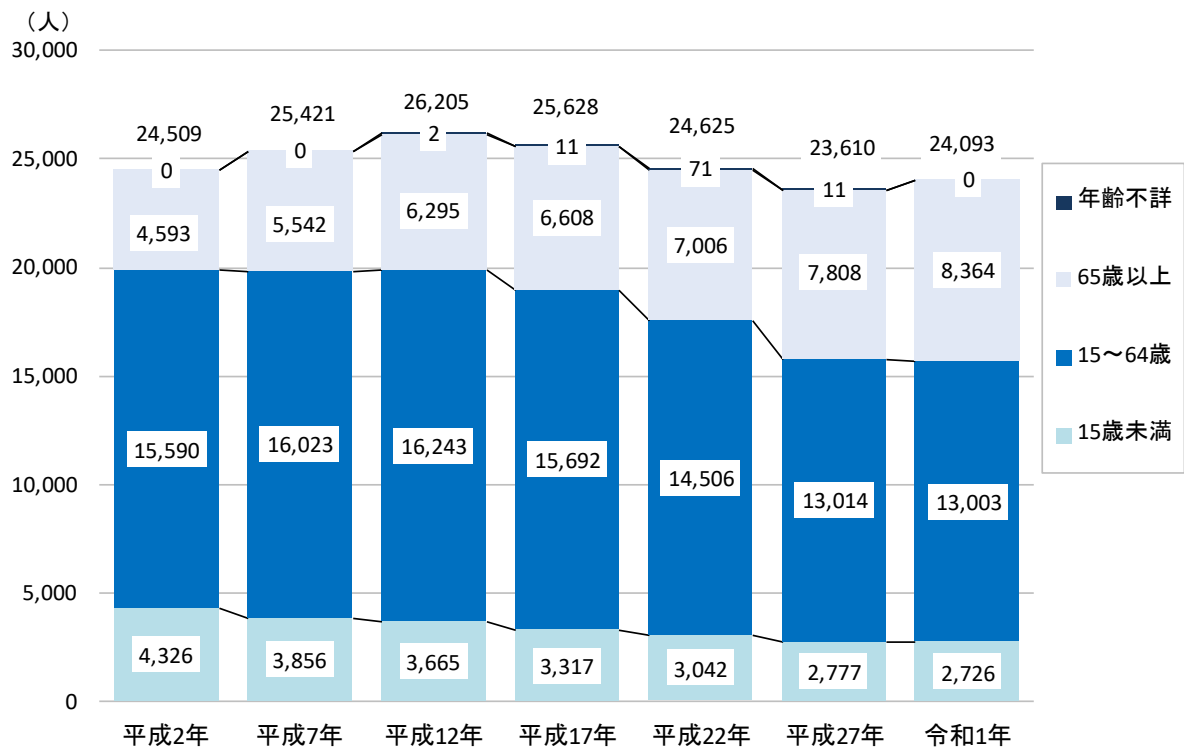
2 年齢3区分人口の推移

令和元年の15歳未満の年少人口は2,726人で、年少人口比率は11.3%である一方、65歳以上の高齢人口は8,364人で、高齢人口比率は34.7%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しており、65歳以上の高齢人口については、平成2年の1.8倍に増加しています。

年齢3区分人口構成の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和1年
総人口	24,509	25,421	26,205	25,628	24,625	23,610	24,093
15歳未満	4,326	3,856	3,665	3,317	3,042	2,777	2,726
割合	17.7%	15.2%	14.0%	12.9%	12.4%	11.8%	11.3%
15～64歳	15,590	16,023	16,243	15,692	14,506	13,014	13,003
割合	63.6%	63.0%	62.0%	61.2%	58.9%	55.1%	54.0%
65歳以上	4,593	5,542	6,295	6,608	7,006	7,808	8,364
割合	18.7%	21.8%	24.0%	25.8%	28.5%	33.1%	34.7%
年齢不詳	0	0	2	11	71	11	0
割合	0.0%	0.0%	0.008%	0.04%	0.3%	0.05%	0.0%

資料：国勢調査（平成2年～平成27年）、住民基本台帳（令和元年）



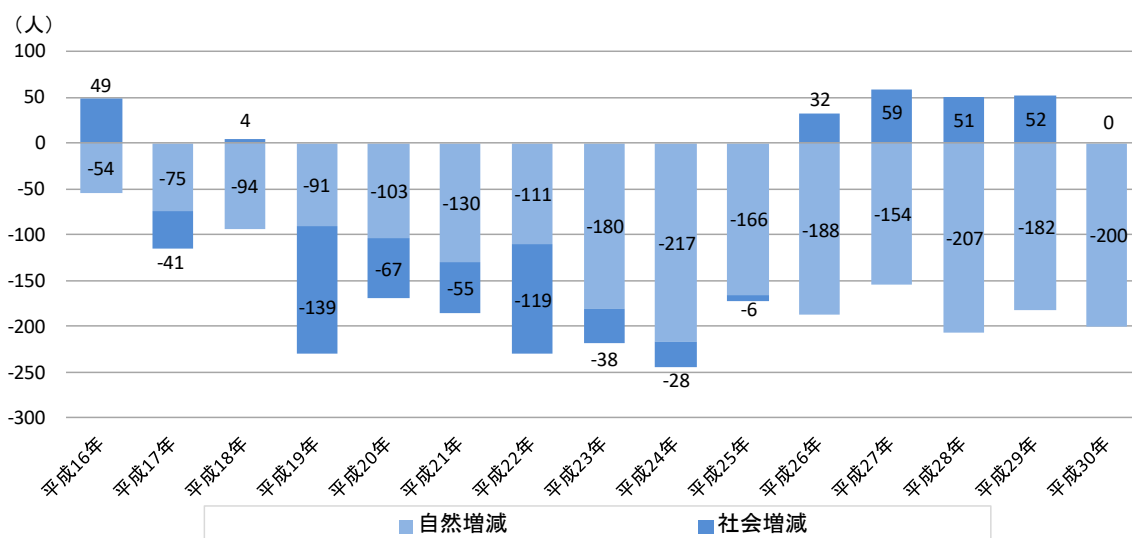
3 人口動態

平成 16 年から平成 30 年までの人口動態について、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態では社会増の年と社会減の年があり、近年では平成 26 年から平成 29 年まで社会増が続いていました。自然動態と社会動態を加算した人口動態は人口減が続いています。

人口と世帯数の推移

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 16 年	199	253	-54	893	844	49	-5
平成 17 年	189	264	-75	798	839	-41	-116
平成 18 年	170	264	-94	789	785	4	-90
平成 19 年	173	264	-91	674	813	-139	-230
平成 20 年	173	276	-103	671	738	-67	-170
平成 21 年	152	282	-130	643	698	-55	-185
平成 22 年	171	282	-111	595	714	-119	-230
平成 23 年	152	332	-180	670	708	-38	-218
平成 24 年	137	354	-217	665	693	-28	-245
平成 25 年	133	299	-166	751	757	-6	-172
平成 26 年	147	335	-188	758	726	32	-156
平成 27 年	160	314	-154	753	694	59	-95
平成 28 年	149	356	-207	864	813	51	-156
平成 29 年	145	327	-182	811	759	52	-130
平成 30 年	133	333	-200	771	771	0	-200

資料：住民基本台帳



4 世帯類型等の推移

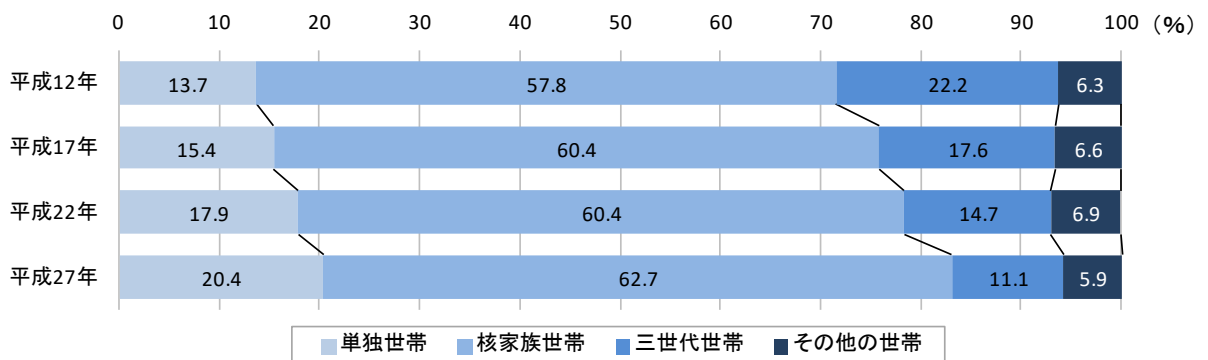
国勢調査によると、平成27年の一般世帯数の合計は、8,531世帯で、核家族世帯が5,345世帯、三世帯世帯が943世帯、単独世帯が1,737世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年では1,940世帯、一般世帯の22.7%で、減少傾向が続いています。

世帯類型等の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	1,090	13.7%	1,270	15.4%	1,501	17.9%	1,737	20.4%
核家族世帯	4,614	57.8%	4,999	60.4%	5,069	60.4%	5,345	62.7%
三世帯世帯	1,774	22.2%	1,455	17.6%	1,237	14.7%	943	11.1%
その他の世帯	505	6.3%	547	6.6%	581	6.9%	506	5.9%
合計(一般世帯数)	7,983	100.0%	8,271	100.0%	8,388	100.0%	8,531	100.0%

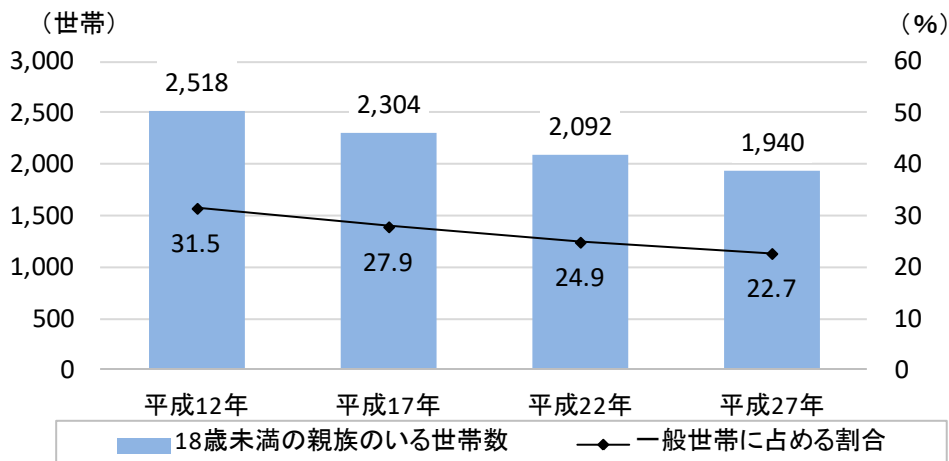
資料：国勢調査



18歳未満の児童のいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の親族のいる世帯数	2,518	2,304	2,092	1,940
一般世帯に占める割合	31.5%	27.9%	24.9%	22.7%

資料：国勢調査



5 女性の就業状況

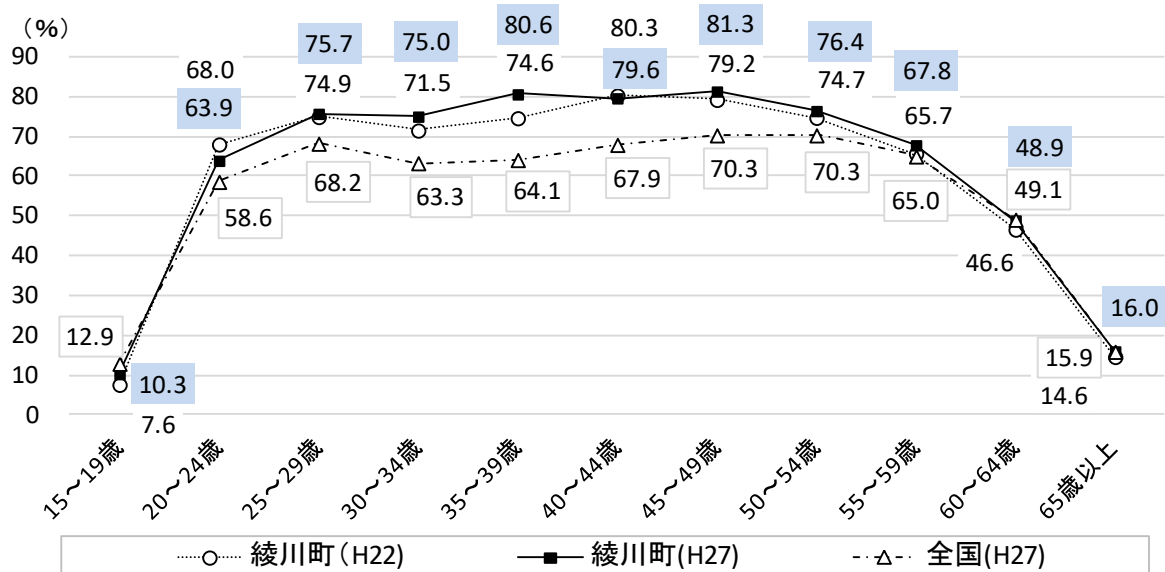
国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成27年と平成22年を比較すると、出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成27年度について、本町と全国を比較すると、20歳代から50歳代の間は本町の女性就業数の割合が全国を上回っています。

女性の就業者数の推移

	平成22年			平成27年			全国割合
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	
15～19歳	42	554	7.6%	53	517	10.3%	12.9%
20～24歳	308	453	68.0%	267	418	63.9%	58.6%
25～29歳	387	517	74.9%	361	477	75.7%	68.2%
30～34歳	489	684	71.5%	377	503	75.0%	63.3%
35～39歳	554	743	74.6%	550	682	80.6%	64.1%
40～44歳	521	649	80.3%	622	781	79.6%	67.9%
45～49歳	486	614	79.2%	533	656	81.3%	70.3%
50～54歳	645	864	74.7%	467	611	76.4%	65.0%
55～59歳	648	987	65.7%	576	850	67.8%	49.1%
60～64歳	554	1,188	46.6%	485	991	48.9%	15.9%
65歳以上	594	4,061	14.6%	697	4,366	16.0%	14.6%
合計	5,228	11,314	46.2%	4,988	10,852	46.0%	45.4%

資料：国勢調査



※枠なしの値は綾川町(H22)、網掛けの値は綾川町(H27)、囲みの値は全国(H27)

6 配偶関係の状況

平成27年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層で、女性の23.6%、男性の36.1%が未婚となっています。この割合は、女性は平成17年の未婚率よりも約1.6倍、男性は約1.1倍に増加し、晩婚化・非婚化の傾向が継続しています。

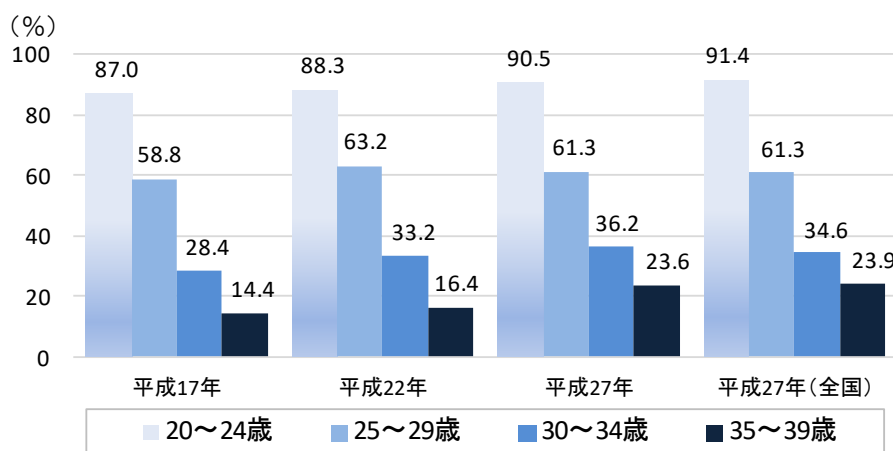
平成27年の全国値と比較すると、女性は全国平均とほぼ同等ですが、男性は30歳代で全国平均を上回っています。

未婚者数の推移

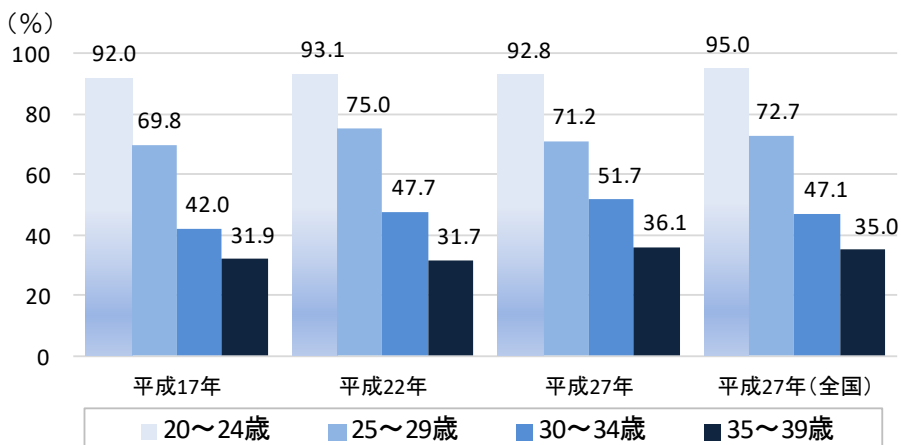
性別	年齢区分	平成17年		平成22年		平成27年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	440	87.0%	400	88.3%	374	90.5%
	25～29歳	421	58.8%	327	63.2%	289	61.3%
	30～34歳	217	28.4%	227	33.2%	182	36.2%
	35～39歳	96	14.4%	122	16.4%	161	23.6%
男性	20～24歳	496	92.0%	380	93.1%	339	92.8%
	25～29歳	487	69.8%	398	75.0%	354	71.2%
	30～34歳	329	42.0%	325	47.7%	278	51.7%
	35～39歳	213	31.9%	244	31.7%	247	36.1%

資料：国勢調査

〔女性〕



〔男性〕



第2節 ニーズ調査からみた綾川町の子育て環境について

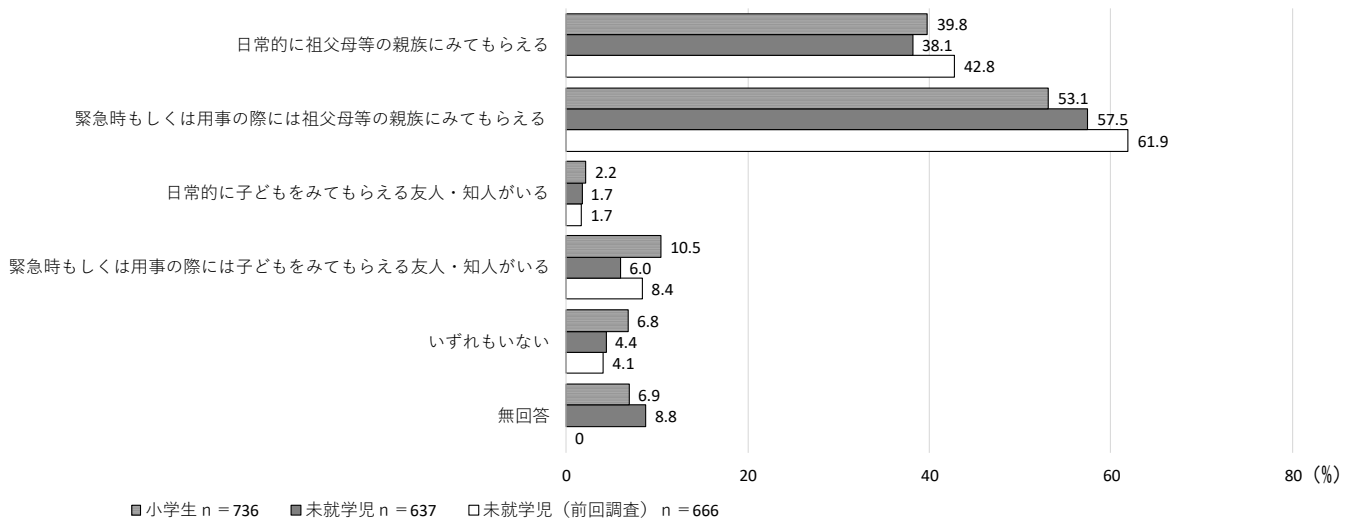
本計画策定にあたり、平成30年12月に小学校6年生以下のお子さんのいる保護者の、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

町内の小学校6年生以下の子どもがいる1,685世帯に配布し、1,373世帯分を回収しました。回収率は81.5%でした。町立保育所・幼稚園・小学校に在籍する子どもの保護者には保育所・幼稚園・小学校を通じて、それ以外の子どもの保護者には郵送で、配布・回収をしました。

結果の概要は以下のとおりです。

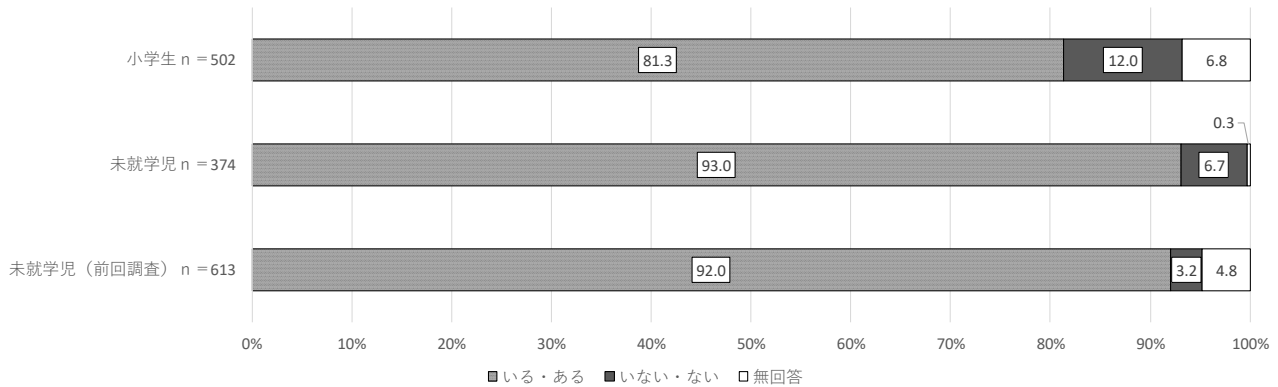
1 子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族や知人については、未就学児では、「緊急時もしくは用事の際には祖父等の親族にみてもらえる」(57.5%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(38.1%)となっています。これらは、前回調査(平成25年実施、以下同じ)と比較すると、それぞれ61.9%から4.4%減少、42.8%から4.7%減少となっており、親族等に子どもをみてもらえる子育て環境が減少傾向にあります。また、「いずれもない」は未就学児4.4%、小学生6.8%となっており、小学生保護者の子育てを支援する方がいない割合が高くなっています。



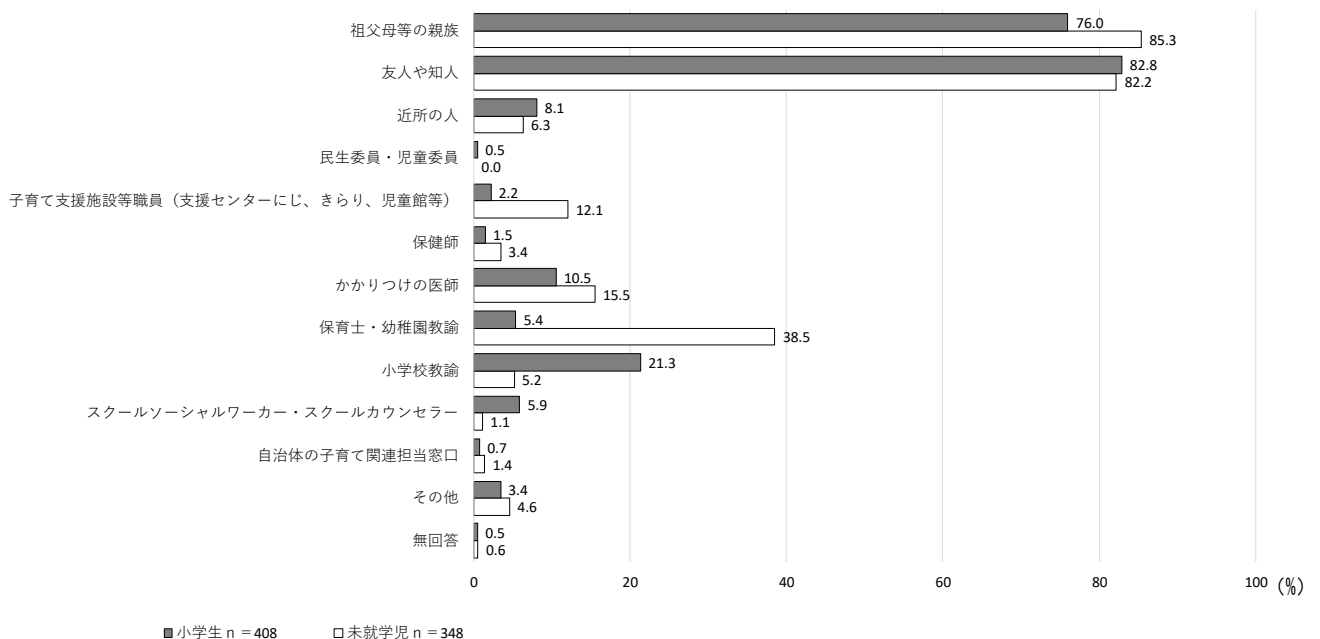
2 子育てに関する相談先の有無について

子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所があるかについては、「ある」との回答が未就学児 93.0%、小学生 81.3%と多数ですが、「ない」との回答が、小学生では 12.0% になっており、未就学児の前回調査との比較でも「ない」が 3.2%から 6.7%と 2 倍以上に増加しています。子育てに関して気軽に相談できる機会が減少していることがうかがえます。



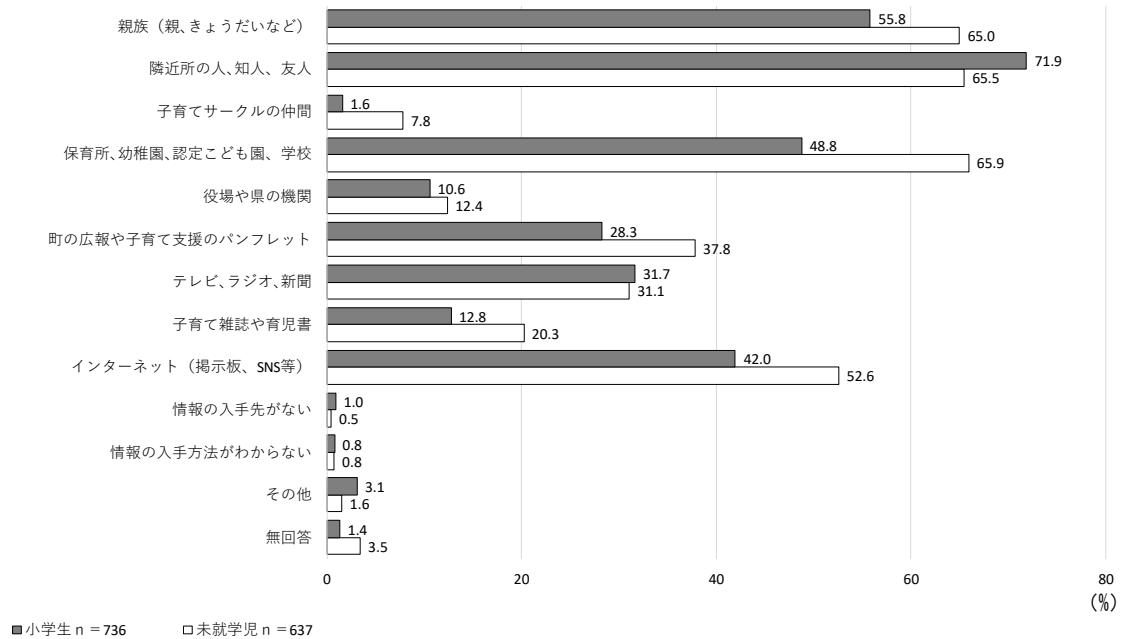
3 子育てに関する相談先について

子育てに関する相談先については、未就学児、小学生ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」が約 8 割となっています。次いで、未就学児では、「保育士・幼稚園教諭」(38.5%)、「かかりつけの医師」(15.5%) となっており、小学生では、「小学校教諭」が続いています。子どものことを理解している相手や専門的な対応も求められおり、相談体制の充実が必要となっています。



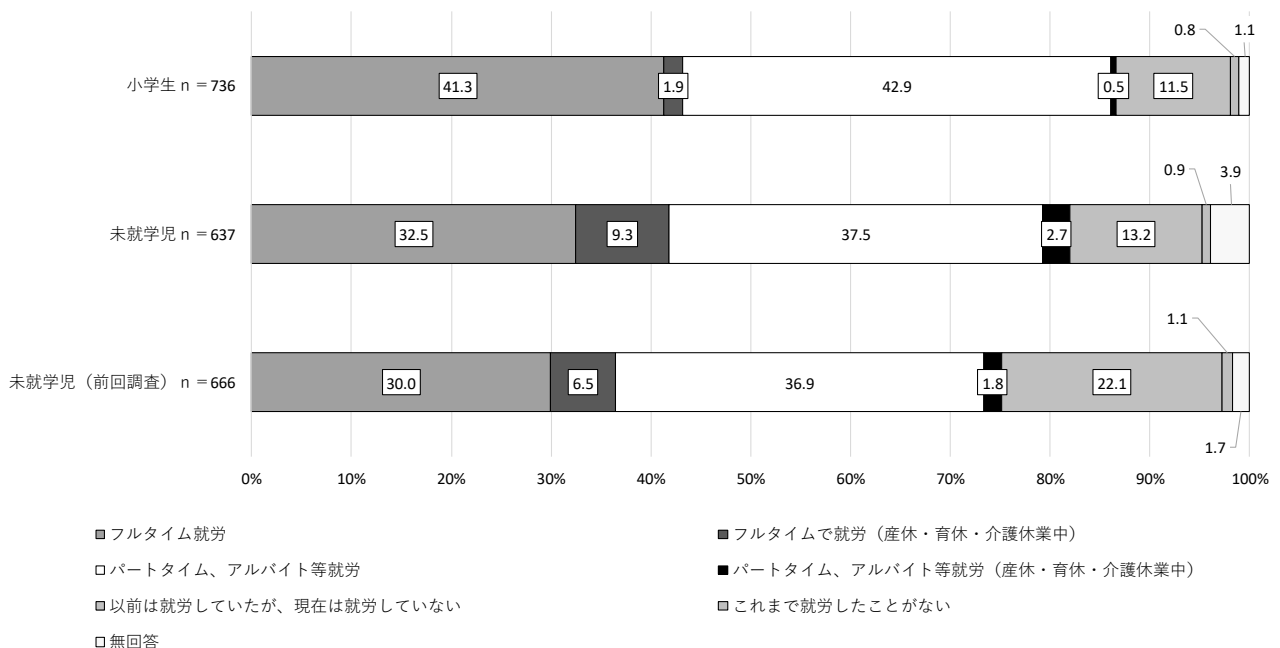
4 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報源については、未就学児保護者、小学生保護者とも親族、友人・知人の割合が高くなっています。インターネットによる情報取得については、約半分となっており、20～40歳代のパソコン普及率（80%超）やスマートフォン普及率（ほぼ100%）ほど利用が進んでいません。インターネット以外の情報発信の確保とともに、利用しやすいウェブサイトの構築等も求められます。



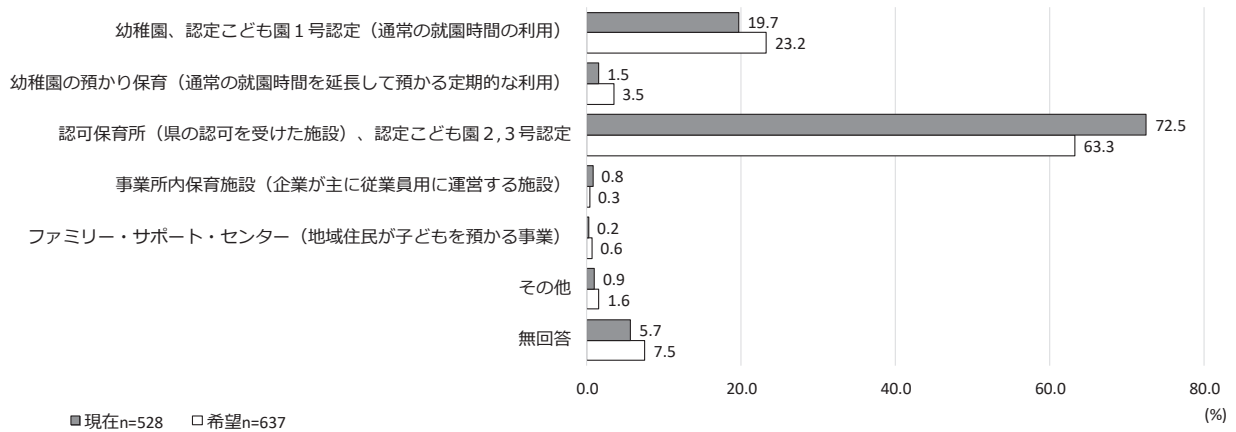
5 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、フルタイムで就労中の人は、産休・育休中の人を含めると未就学児保護者で41.8%（32.5%+9.3%）、小学生保護者43.2%（41.3%+1.9%）となっています。前回調査との比較では、未就学児保護者で5.3%増加しています。逆に未就学児保護者の「以前は就労していたが、現在は就労していない」（13.2%）が、前回（22.1%）から8.9%減少しており、就労している母親が大幅に増加しています。



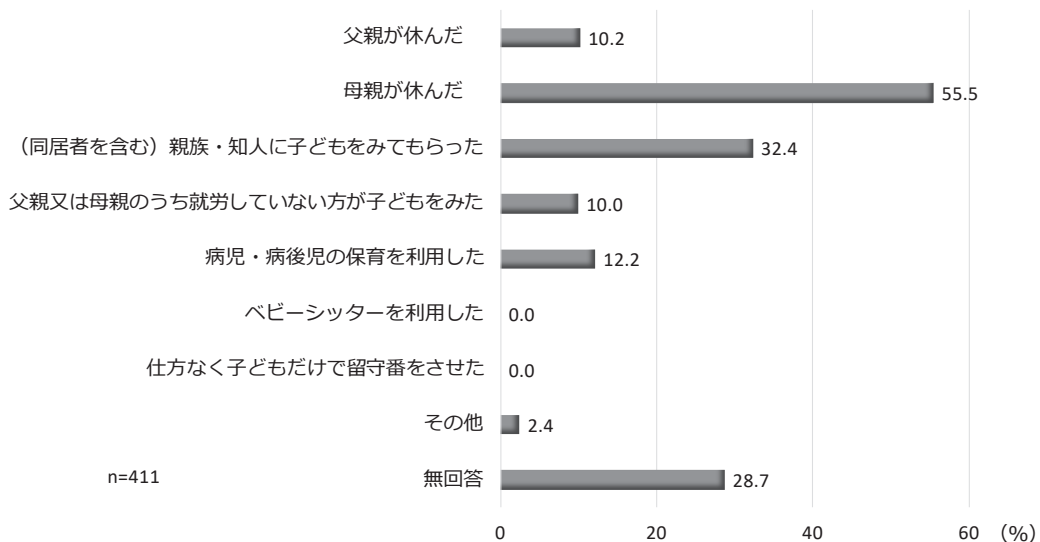
6 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について現在の利用状況と利用希望を伺ったところ、利用状況の最も多かった「認可保育所」では、現在（72.5%）よりも利用希望（63.3%）が少なくなっています。逆に、「幼稚園、認定こども園1号認定」は、現在（19.7%）よりも利用希望（23.2%）の方が多くなっており、1号認定（3～5歳で学校教育を希望）の利用が求められています。



7 子どもが病気やケガで保育所等を利用できなかった場合の対応について

子どもが病気やケガで幼稚園や保育所等を利用できなかった場合の対応については、「母親が休んだ」（55.5%）が最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」（32.4%）、「病児・病後児の保育を利用した」（12.2%）となっています。子どもをみてもらえる親族・知人が減少傾向にあり、今後さらに「病児・病後児保育」のニーズが求められると考えられます。



第3節 綾川町における保育サービスの状況

本町における教育・保育施設は、これまで保育所、幼稚園、認定こども園がありましたが、幼保一元化を推進し、令和2年度より町内全保育所、幼稚園は、認定こども園に移行する予定です。

1 綾川町保育所の状況

本町には、現在、町立の保育所が5か所あります。保育所の児童数をみると、平成27年度からは平成30年度まで増加傾向が続いています。

綾川町内保育所

(平成31年3月31日現在)

保育所名	定員(人)	所在地	設置年月	延長保育	一時保育	乳児保育※	障害児保育
陶保育所	190	陶2087番地1	昭和24年4月	○	—	○	○
滝宮保育所	250	滝宮528番地1	昭和23年5月	○	—	○	○
羽床保育所	90	羽床下2257番地1	昭和23年8月	—	—	—	○
山田保育所	120	山田上甲1490番地	昭和25年1月	○	—	○	○
羽床上保育所	45	羽床上1023番地1	昭和24年9月	○	○	—	○

※ 乳児保育は、山田保育所は生後6か月から、陶保育所と滝宮保育所は生後10か月から実施している。

・保育基本時間：8：30～16：30

・開所時間：7：30～18：30

・延長時間：保育所に入所している満1歳以上の園児が対象。延長時間は19：00まで。

保育所の児童数の推移

(各年度3月31日現在 単位：人)

名称		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設別	陶保育所	172	182	184	192	172
	滝宮保育所	208	228	248	270	267
	羽床保育所	43	47	54	51	52
	山田保育所	88	88	79	78	83
	羽床上保育所	37	35	32	29	38
年齢別	0歳児	38	45	40	45	36
	1歳児	68	93	95	82	87
	2歳児	94	84	108	108	90
	3歳児	97	125	109	131	143
	4歳児	118	107	137	112	138
	5歳児	133	126	108	142	118
合計		548	580	597	620	612

※平成31年度は10月1日現在

2 幼稚園の状況

本町には、現在、公立の幼稚園が2園あります。町内の幼稚園に通園している園児数については、令和元年5月現在7人となっています。園児総数の推移については、平成27年度以降、減少傾向となっています。

綾川町内幼稚園

(平成31年4月1日現在)

名称	定員(人)	所在地	設置年月
粉所幼稚園	50	粉所西甲2063番地4	昭和28年10月
滝宮幼稚園	20	綾川町滝宮523番地1	休園

幼稚園の児童数の推移

(各年度5月現在 単位:人)

名称		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設別	粉所幼稚園	25	21	13	12	7
年齢別	3歳児	5	7	2	4	2
	4歳児	10	5	6	2	3
	5歳児	10	9	5	6	2
合計		25	21	13	12	7

3 認定こども園の状況

本町には、現在、認定こども園が1園あります。令和2年度からの保育所、幼稚園が認定こども園に移行するため、計7園になる予定です。園児数の推移については、平成29年度まで増加傾向になっており、以降、減少傾向となっています。

綾川町内認定こども園

(平成31年4月1日現在)

名称	定員(人)	所在地	設置年月
昭和認定こども園	220	畑田2422番地1	平成27年4月

認定こども園の児童数の推移

(各年度3月31日現在 単位:人)

名称		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設別	昭和認定こども園	198	225	251	230	215
年齢別	0歳児	28	34	27	19	23
	1歳児	14	36	44	33	23
	2歳児	45	22	45	41	41
	3歳児	39	63	38	44	51
	4歳児	34	39	57	39	40
	5歳児	38	31	40	54	37
合計		198	225	251	230	215

※平成31年度は10月1日現在

※乳児保育は、生後6か月から実施している。

4 子育て支援センターの状況

子育て支援センターは、保育士が遊びを計画し、親子のふれあい時間を作ったり、子どもたちの健やかな成長を願って育児の支援を行ったり、保護者同士が交流できる場です。本町では昭和認定こども園内に子育て支援センター「にじ」を開設しています。

子育て支援センター

(平成31年4月現在)

子育て支援センター名	所在地	利用対象者	利用時間	主な活動
にじ	畑田2422番地1	・綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者	月曜～金曜日 9:00～16:00	なないろタイム：火曜・木曜（10:00～11:30） 育児相談：電話・面接

「にじ」の利用者数推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延人数(児童)	3,204	3,253	2,485	2,847	1,338
延人数(大人)	2,711	2,948	2,094	2,150	1,063
合計	5,915	6,201	4,579	4,997	2,401

※平成31年度は10月1日現在

5 子育て支援施設の状況

子育て支援施設は、子育て支援に関する事業を広く実施するための施設です。親子連れが自由に交流し、子育ての情報交換や悩み相談ができる場として「子育て広場」「子育てサロン」を開催している他、土日一日保育の実施施設、早期支援コーディネーターの活動拠点でもあります。

子育て支援施設

(平成31年4月現在)

子育て支援施設	所在地	利用対象者	利用時間
きらり	畑田671番地8	・綾川町内在住の、就学前の子どもと保護者	土曜一日保育：土曜日 7:30～18:30 子育て広場：月曜 9:00～16:00 火曜・木曜 9:00～12:30 子育てサロン：金曜 9:00～16:00 子育て電話相談：月曜～金曜 9:00～16:00

「きらり」の利用者数推移

名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
きらり		414	1,945	2,660	2,680

※平成31年度は見込

6 児童館の状況

本町には、町立の児童館が1か所あります。開かれた児童館を目指して、乳幼児からお年寄りまで交流を通して地域交流やふれあい事業、育児テレフォン相談、図書の貸出しなどを行っています。

児童館名	所在地	利用対象者	利用時間
南原児童館	滝宮645番地10	0歳～18歳までの児童とその保護者	月曜～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00

7 放課後児童クラブの状況（なかよし学級）

放課後児童クラブ（なかよし学級）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

（平成31年4月現在）

学級名	所在地	開設日等
昭和なかよし学級	畑田2583番地5（旧昭和南保育所）	学校の通常日においては、月曜～金曜日の放課後から最長18:30まで。長期休業期間においては、8:00から就労時間等によって最長18:30まで。
陶なかよし学級	陶5877番地1（綾川町ふるさと資料館）	
滝宮なかよし学級	滝宮1095番地1（滝宮小学校敷地内）	
羽床なかよし学級	羽床下2289番地1（羽床小学校北側）	
綾上なかよし学級	山田上甲1503番地（綾上小学校敷地内）	

なかよし学級の利用者数推移

（各年度3月31日現在 単位：人）

保育所名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度※
昭和なかよし学級	68	70	68	74	92
陶なかよし学級	42	43	57	58	79
滝宮なかよし学級	51	46	63	65	99
羽床なかよし学級	18	13	15	19	16
綾上なかよし学級	33	31	33	27	29
総合計	212	203	236	243	315

※29年度以降は、延長利用人数を含む

※31年度は、10月1日現在

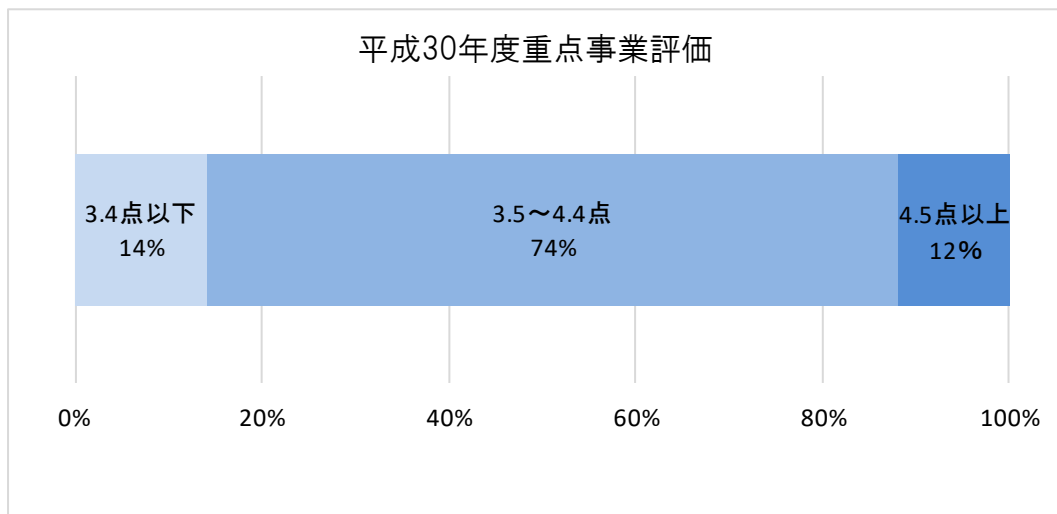
第4節 事業実績評価

1 第1期計画における事業実績評価

第1期子ども・子育て支援事業計画は、5つの基本目標のもと毎年重点事業を掲げ推進してきました。その評価として、平成30年度まで庁内各課評価及び子ども・子育て会議委員からの事業評価を実施しています。評価は各重点事業を5点満点で評価しています。平成30年度評価の基本目標の平均は4.0点で、各目標の平均点は以下のとおりです。

基本目標	平成30年度評価平均
第1節 多様な家庭が子育てしやすいまち	4.45点
第2節 みんなで子育てするまち	3.5点
第3節 子育て家庭が支えられるまち	4.3点
第4節 生きる力の生まれるまち	3.9点
第5節 子どもがのびのび育つまち	3.75点

また、平成30年度は重点事業が34事業あり、評価平均点4.5点以上が4事業、3.5～4.4点が25事業、3.4点以下が5事業でした。



以上のように、第1期計画を推進し子育て環境を整えてきましたが、まだ十分ではありません。この経年評価結果及びニーズ調査結果をふまえ、第2期計画に反映させていきます。また今後も社会環境の変化などにより子育て支援ニーズも変化することが考えられ、さらに充実した施策を展開します。

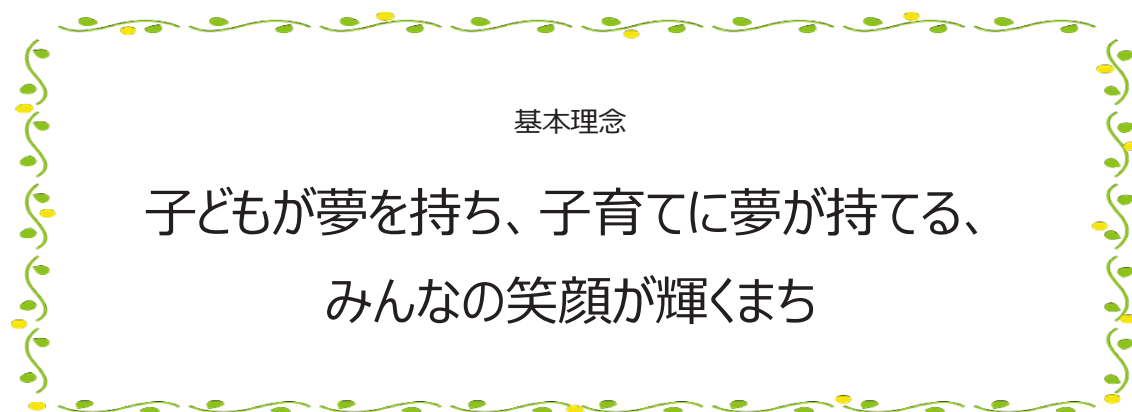
第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、「綾川町第2次総合振興計画」（平成29～令和8年度）におけるまちづくりの基本理念である「誇り・愛着（人づくり・地域づくり）」、「おもいやり（安心づくり）」、「元気（活気づくり・交流づくり）」をもとに、将来像『いいひと いいまち いい笑顔～住まいるあやがわ～』を目指したまちづくりを進めています。さらに、その推進にあたっては、キープロジェクトとして「住まいる(smile)プロジェクト」が設定され、「笑顔」輝くまちを目指しています。

また、子育て支援を含む、福祉・社会保障分野におけるまちづくりの基本目標として「安心して住み続けられるまち」を掲げています。

本計画では、この綾川町第2次総合振興計画の基本理念・将来像・基本目標を踏まえ、第1期計画の基本理念を継承し、子ども子育て支援の基本理念を次のように定めます。



第2節 基本目標と基本施策

1 施策の体系

計画の基本理念に対して、目指すべき基本目標は、第1期計画で定めた基本目標を見直し下記のように定めます。見直した点は、第1期計画の「4. 生きる力が育まれるまち」を子どもを主体的にとらえる観点から「4. 子どもの生きる力が育まれるまち」としました。その他の基本目標については、第1期計画を継承するものとなっています。

<基本目標>

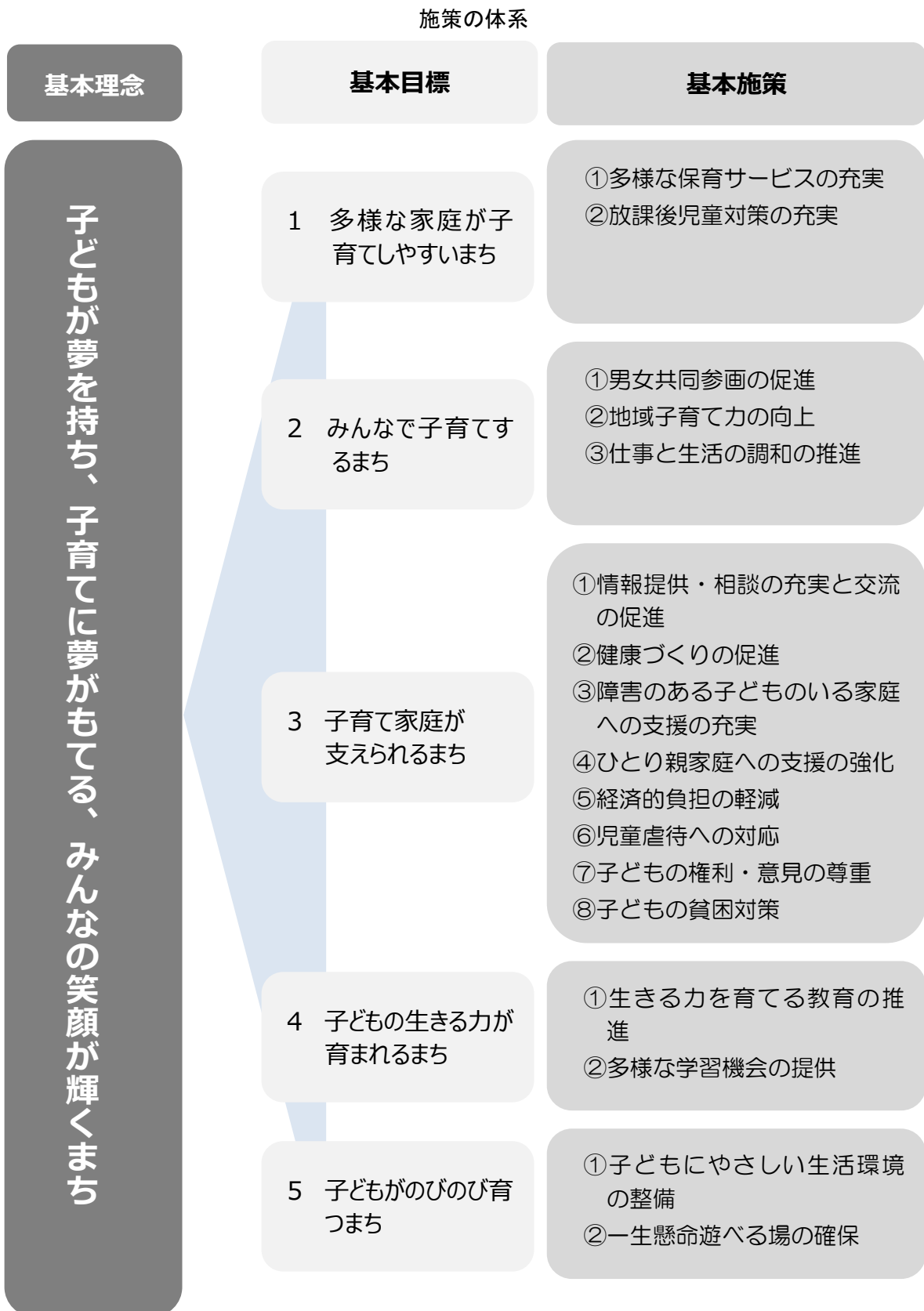
1. 多様な家庭が子育てしやすいまち
2. みんなで子育てするまち
3. 子育て家庭が支えられるまち
4. 子どもの生きる力が育まれるまち
5. 子どもがのびのび育つまち

基本目標実現に向けた、基本施策については、国の示す第2期計画の基本指針における計画記載事項に追加された「児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記」を受け、「3. 子育て家庭が支えられるまち」に「⑥児童虐待への対応」を追加しました。また、平成30年4月の第1期計画の見直しで「子どもの貧困対策」の取組が追加されたことにより、本計画では、「子どもの貧困対策」が含まれる「4. 生きる力が育まれるまち」(第1期計画)の「③子どもの権利・意見の尊重」を「3. 子育て家庭が支えられるまち」の「⑦子どもの権利・意見の尊重」としました。

さらに、「4. 生きる力が育まれるまち」(第1期計画)の「②生涯学習の推進」については、目的や対象を幅広くとらえ、個別の状況に対応できるものとして「②多様な学習機会の提供」としました。

2 基本目標と基本施策

基本理念をめざし、以下の5つの基本目標のもと、17の基本施策を推進します。



基本目標 1 多様な家庭が子育てしやすいまち

社会環境の変化によって、子育てへのニーズは多様化してきており、これらに対応した保育サービス体制を充実させていきます。

事業体系

基本施策 1 多様な保育サービスの充実	
1) 多様なニーズに対応した保育の充実	①保育の充実 ②土曜・休日保育の充実 ③病児保育の充実 ④一時預かり事業の充実 ⑤利用者支援事業の充実 ⑥地域子育て支援拠点事業の充実 ⑦子育て短期支援事業の実施 ⑧ファミリー・サポート・センター事業の充実
2) 保育体制の充実	①保育の質の向上 ②保育教諭等の資質の向上
基本施策 2 放課後児童対策の充実	
1) 放課後児童対策の充実	①放課後児童健全育成事業の充実 ②放課後子供教室推進事業の充実 ③児童館活動事業の充実

基本目標 2 みんなで子育てするまち

職場や地域社会の環境を整え、みんなで子育て世帯をサポートしていきます。

事業体系

基本施策 1 男女共同参画の促進	
1) 社会全体の男女共同参画の促進	①男女共同参画の促進
2) 男性の子育てなどへの参画の促進	①男性が子育てに参加しやすい取組の推進 ②企業等への啓発活動の推進 ③子どもに関わる職業への男性の就業の促進
基本施策 2 地域子育て力の向上	
1) 町民の関心の喚起	①中・高生への子育てへの関心の喚起 ②祖父母世代の学習機会の拡大
2) 地域子育て機能の強化	①教育・保育施設の子育て拠点化の促進 ②子どもに関わるボランティア・NPO等活性化
3) 子育てを支援する人材の育成	①民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援 ②児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進
基本施策 3 仕事と生活の調和の推進	
1) 町内事業所の実践活動の促進	①労働条件改善の促進 ②女性の再雇用に対する事業所への啓発
2) 町民の就業・キャリアアップへの支援	①女性の再就職への支援の強化 ②経済的自立が可能な仕組づくりの促進
3) 行政の率先行動の実施	①ポジティブ・アクションの推進

基本目標3 子育て家庭が支えられるまち

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て情報の提供、健康づくりの促進、障害のある子どもへの支援、ひとり親への支援、経済的支援などを進めていきます。

事業体系

基本施策1 情報提供・相談の充実と交流の促進	
1) 情報提供体制の充実	①子育て情報の広報・周知の強化
2) 相談体制の充実	①相談サービスの一元的な周知 ②子育て相談体制の充実 ③療育・発達相談体制の充実（専門家による子育て相談事業） ④いじめ・不登校などの相談体制の充実 ⑤児童虐待の相談体制の強化 ⑥認定こども園巡回相談事業
3) 子育て交流の促進	①子育て各時期での交流機会の充実 ②地域住民の交流促進
基本施策2 健康づくりの促進	
1) 保健サービスの充実	①母子保健の知識の普及 ②妊婦健康診査の充実 ③乳幼児健康診査の実施 ④産婦健康診査の充実 ⑤母子保健講座の実施 ⑥乳児家庭全戸訪問の充実（こんにちは赤ちゃん事業） ⑦養育支援訪問事業の実施 ⑧健康相談の充実 ⑨食育の推進 ⑩事故防止の啓発強化 ⑪予防接種の適切な接種の促進 ⑫小児生活習慣病等の予防の推進 ⑬母子愛育班活動の支援 ⑭子育てホームヘルプサービス事業の充実 ⑮産後ケア事業の実施
2) 医療サービスの充実	①不妊医療・周産期医療体制の充実 ②小児医療体制の充実
基本施策3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実	
1) 療育体制の充実	①障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育 ②障害児保育・特別支援教育の充実
2) 生活支援の充実	①経済的な支援の活用促進 ②在宅生活の支援の強化
基本施策4 ひとり親家庭への支援の強化	
1) ひとり親家庭への支援の強化	①ひとり親家庭を対象とした支援の周知 ②ひとり親家庭相談の充実 ③経済的支援の強化 ④就労の促進 ⑤交流の促進
基本施策5 経済的負担の軽減	
1) 経済的負担の軽減	①子育てに関する経費・料金負担の軽減

基本施策6 児童虐待への対策	
1) 児童虐待の防止と早期対応	①児童虐待の防止 ②子ども家庭総合支援拠点の整備
基本施策7 子どもの権利・意見の尊重	
1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり	①子どもの権利の啓発・普及の推進
基本施策8 子どもの貧困対策	
1) 子どもの貧困対策の推進	①相談・支援体制の機能充実と連携強化 ②子どもの貧困対策への資質向上 ③支援家庭への情報提供・連携の強化 ④子どもや保護者の居場所づくりの推進 ⑤学習支援事業の推進 ⑥経済的支援の推進

基本目標4 子どもの生きる力が育まれるまち

子どもの生きる力が育まれるよう、幼児期の教育・保育の一体的な提供を進めると同時に、地域社会での学習・スポーツ活動や、子どもの権利擁護を進めていきます。

事業体系

基本施策1 子どもの生きる力を育てる教育の推進	
1) 就学前教育の充実	①就学前教育の充実 ②幼児教育と小学校教育の連携促進 ③職員の資質の向上
2) 学校教育の充実	①基礎学力の定着 ②情報教育の推進 ③国際理解教育の推進 ④人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進 ⑤不登校やいじめなどへの対応 ⑥開かれた学校づくりの推進 ⑦安全な学校づくりの推進 ⑧教員の資質の向上
基本施策2 多様な学習機会の提供	
1) 社会体験の促進	①地域での社会体験の促進
2) 地域活動・文化活動の促進	①子供会育成会活動の活性化 ②多様な地域活動の促進
3) スポーツ活動の促進	①スポーツを通じた子育て支援

基本目標5 子どもがのびのび育つまち

子どもがのびのび育つことができるよう、町の公共施設のバリアフリー化、交通安全施策の推進、防災・防犯対策の推進、屋内外の遊び場の確保に努めていきます。

事業体系

基本施策1 子どもにやさしい生活環境の整備	
1) 子どもにやさしいまちづくりの推進	①子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備
2) 安全・安心の確保	①交通安全施設等の整備 ②交通安全意識の高揚 ③子どもに配慮した防災対策の推進 ④子どもに配慮した防犯体制の強化
基本施策2 一生懸命遊べる場の確保	
1) 屋外活動の場の充実	①屋外活動の場の充実 ②公園の整備
2) 屋内活動の場の充実	①屋内活動の場の充実

第3節 計画期間の将来推計人口

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の本町の児童人口は、令和2年には2,163人に、令和6年には2,182人になり、5年間で19人の増加となっています。これは、平成27年～平成30年頃に転入が増加し、就学前児童数が増加した影響と考えられます。

計画年間の人口						
年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	135	146	144	142	138	134
1歳	159	147	159	157	155	150
2歳	171	171	158	171	169	167
3歳	204	178	178	164	178	176
4歳	186	208	182	181	167	182
5歳	162	190	212	187	185	171
6歳	218	168	198	220	194	192
7歳	162	216	167	197	218	192
8歳	178	165	220	170	200	222
9歳	205	179	166	221	171	201
10歳	187	206	179	166	222	171
11歳	190	189	208	181	168	224
0～2歳合計	465	464	461	470	462	451
3～5歳合計	552	576	572	532	530	529
6～8歳合計	558	549	585	587	612	606
9～11歳合計	582	574	553	568	561	596
0～11歳合計	2,157	2,163	2,171	2,157	2,165	2,182

※令和2年以降は、平成27年～平成31年4月1日現在の住民基本台帳（日本人人口）をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、第1期計画に引き続き、教育・保育提供区域を一町一地区と設定します。

第4章 分野別施策の展開

第1節 多様な家庭が子育てしやすいまち

子育て世代の女性の就業状況の変化などから、子育てサービスへのニーズは多様化しています。

本町では、生後6か月からの乳児保育などを実施し、多様な家庭が子育てしやすい教育・保育サービスの提供に努めており、今後も引き続きニーズを把握しながら支援していきます。

1 多様な保育サービスの充実

(1) 多様なニーズに対応した保育の充実

多様な家庭のニーズに対応し、安心して子どもを預けられる保育体制を整備していきます。

通番	取組	内容	関係課
1	保育の充実	通常保育時間は、8:30～16:30ですが、長時間保育を必要とする家庭に対しては、7:30～18:30の保育を行っています。また、19:00までの延長保育を実施しています。生後6か月からの乳児保育は、山田こども園と昭和こども園で、生後10か月からは陶こども園と滝宮こども園で実施しています。また、心身障害のある幼児においても保育を実施しています。	子育て支援課
2	土曜・休日保育の充実	土曜保育は、全こども園で半日保育を実施しています。また子育て支援施設「きらり」では、家庭の就労状況等に応じて土曜一日保育を実施しています。また、イオンモール綾川の「保育サポートひまわり」では休日保育を実施しています。今後もニーズに応じて事業を充実していきます。	子育て支援課
3	病児保育の充実	陶病院内の「病児保育室うぐいす」において、病児保育を行っています。令和2年度より滝宮こども園「病児保育室ひだまり」でも病児保育を行う予定です。今後も利用しやすい環境を整備していきます。	子育て支援課
4	一時預かり事業の充実	こども園等に入所していない就学前児童について、家庭での保育が困難である場合に一時的な保育を実施しています。令和2年度より昭和こども園と滝宮こども園で実施します。	子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
5	利用者支援事業の充実	<p>令和2年度から子育て支援施設「きらり」に、新たな子ども家庭総合支援拠点を整備し、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援事業を総合的に展開していきます。</p> <p>利用者支援事業についても、「きらり」において実施しています。事業実施に必要な知識を持った、子育て支援コーディネーターを配置し、子育て中の保護者の不安の解消に努めます。</p>	子育て支援課
6	地域子育て支援拠点事業の充実	<p>子育て支援センター「にじ」・子育て支援施設「きらり」・南原児童館などが当事業の拠点となっています。また「きらり」の出張子育て広場を「いきいきセンター」で実施し、事業の拡充を図っています。令和2年4月に滝宮こども園に新規に子育て支援センターを開設し、支援体制の充実を図ります。</p>	子育て支援課
7	子育て短期支援事業の実施	<p>本町では宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人四恩の里亀山学園、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園）にて子育て短期支援事業を実施しており、今後も継続していきます。</p>	子育て支援課
8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>本町では、たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。</p> <p>まかせて会員（提供会員）の育成や確保に努めるとともに、おねがい会員（依頼会員）が利用しやすいように、支援していきます。</p>	子育て支援課

（2）保育体制の充実

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質の向上、保育施設の整備などにより、保育内容の向上を図ります。また、幼保一元化のもと、町内の就学前児童が等しく質の高い教育・保育が受けられるように努めます。

通番	取組	内容	関係課
9	保育の質の向上	<p>保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領に基づき、一人一人の発達状況や個性に応じた保育を推進しています。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域住民との交流など、開かれた認定こども園づくりを促進していきます。</p> <p>また町内の保育所・幼稚園、小学校の職員で作成した「綾川町幼児教育共通プラン」に基づき地域の特性を生かした教育・保育の展開、外部講師による英語活動、芸術活動、運動遊び等の指導受け実践につなげています。</p>	子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
10	保育教諭等の資質の向上	<p>各種研修や交流機会などを充実し、保育教諭等の資質の向上を図ります。</p> <p>参加可能な研修会には、保育に支障が無い限り参加し、保育の質の向上に努めています。また、町内においても、全体研修・グループ別研修等を行い、一人一人が自覚を持って取り組めるよう努めます。経験年数に応じた指標を作成し、保育教諭等研修計画を作成していきます。</p>	子育て支援課

2 放課後児童対策の充実

(1) 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開に努めます。

通番	取組	内容	関係課
11	放課後児童健全育成事業の充実	<p>平日及び長期休暇中における利用希望者の増加に対して、安心安全な児童支援が行えるように受入れ体制の拡充を進めています。今後は事業のアウトソーシングも含めた効率的な運営によりさらなる事業の充実を図っていきます。</p>	子育て支援課
12	放課後子供教室推進事業の充実	<p>夏休みに各地区の公民館において小学生を対象に、夏休み子供教室を開催しています。学校では体験できないことを体験する機会づくりの場となっています。</p> <p>また、他の学校や異なる学年の子どもたちと一緒に活動することで、集団行動を学び思いやりを育むためのよい機会となっています。</p> <p>今後も多くの子どもたちが参加できるよう、内容の充実を図りながら教室を実施していきます。</p>	生涯学習課
13	児童館活動事業の充実	<p>南原児童館では、電話やFAX、メール等で育児相談を受け付ける「育児テレフォン相談」、乳幼児とその保護者を対象とした交流の場や図書の貸し出し等を行っています。</p> <p>また、乳幼児から高齢者までの交流を通して、地域の実情に合わせた活動も行っており、認定こども園・小学校・中学校・高等学校・老人会等や公共施設の協力を得ながら、幅広く活動を展開していきます。</p>	子育て支援課

第2節 みんなで子育てするまち

子育て世帯への支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、家庭内で協力して子育てをしていくという意識をもち、仕事と家庭の調和を取っていく必要があります。そのため、男女平等意識の啓発や、働き方の見直しを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。

1 男女共同参画の促進

(1) 社会全体の男女共同参画の促進

男女平等意識の浸透に向けて、学校教育のみならず、家庭や地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
14	男女共同参画の促進	学校、認定こども園などすべての教育・保育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発していきます。 この他、保護者対象の講演会や、妊婦とその家族を対象としたパパママ教室等でも啓発の機会を作っていきます。	住民生活課 子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

(2) 男性の子育てなどへの参画の促進

男性が子育てに参加することを、多面的に支援します。

通番	取組	内容	関係課
15	男性が子育てに参加しやすい取組の推進	育児や家事の具体的な方法について、男性向けの保健指導や生涯学習講座などの実施を促進します。また、学校・認定こども園での参観や地域活動を活用し、男性が参加しやすい内容を計画します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
16	企業等への啓発活動の推進	職場において、男性が育児・家事に参加しやすい環境づくりを、綾川町商工会と連携し、町内企業への啓発活動を推進していきます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行っていきます。	経済課

通番	取組	内容	関係課
17	子どもに関わる職業への男性の就業の促進	男性が、保育士や看護師など、子どもや福祉に関わる職業で活躍する社会の形成を努めます。そのために、学校でのキャリア教育の推進や、子どもに関わる就業機関における男女共同参画を促進します。 男女共同参画週間にパネル展を開催し啓発に努め、また、学校でのキャリア教育の推進を図っていきます。	住民生活課 学校教育課

2 地域子育て力の向上

(1) 町民の関心の喚起

子育てに喜びや楽しみが感じられる社会づくりを目指して、子どもや子育て家庭についての社会的関心の喚起を図ります。

通番	取組	内容	関係課
18	中・高生への子育てへの関心の喚起	中・高生の子育てへの関心の喚起を図るため、中学生の「赤ちゃんふれあい体験」や中・高生の「こども園交流活動」により、性や生、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
19	祖父母世代の学習機会の拡大	子育て世代と祖父母世代が協力しながら子育てをすることができるよう、現在と昔の子育ての相違点や共通点、祖父母の育児への関わり方などについて、学習機会の提供に努めます。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課

(2) 地域子育て機能の強化

町内の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

通番	取組	内容	関係課
20	教育・保育施設の子育て拠点化の促進	町内の認定こども園をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、幼児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同士の交流を促進します。 令和2年度より、町内全保育施設がこども園になることで、子育て支援拠点としての活動の拡充を図っていきます。	子育て支援課 学校教育課
21	子どもに関わるボランティア・NPO等活性化	地域の人材発掘に努め、子どもに関わるボランティア活動・NPO活動の活性化に努めます。 地域学校協働活動推進事業などを実施し、学習支援（授業の補助）、環境整備、安全指導、合同行事等を行っていきます。	子育て支援課 生涯学習課

(3) 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の発掘・育成に努めます。

通番	取組	内容	関係課
22	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員などの認定こども園への行事参加を促進します。また、子育て支援センター等にも訪問をしていきます。	子育て支援課 健康福祉課
23	児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進	明日の子育てを支援する人材の発掘につながる児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。 「職場体験学習」により、福祉分野への就業希望拡大を図っていきます。	学校教育課

3 仕事と生活の調和の推進

(1) 町内事業所の実践活動の促進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発に努めます。

通番	取組	内容	関係課
24	労働条件改善の促進	「仕事と生活の調和」を実現できるよう、「ノー残業デー」などの普及、有給休暇の取得、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底など働き方の見直しについて、綾川町商工会と連携して事業主等への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行っていきます。	経済課
25	女性の再雇用に対する事業所への啓発	出産や育児等により退職した女性の再雇用促進に対し、綾川町商工会と連携し事業所への啓発に努めます。 広報やホームページでの啓発、町内企業へのセミナー開催、啓発パンフレットの送付を行っていきます。	経済課

(2) 町民の就業・キャリアアップへの支援

出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援に努めるとともに、無職・非正規雇用で生活が安定しない町民の就職や正規就労化、キャリアアップを促進していきます。

通番	取組	内容	関係課
26	女性の再就職への支援の強化	国及び県と連携を図り、出産や育児等により退職した女性が再就職しやすくなるよう、情報提供に努め、再就職や起業などに向けた知識・技術等の習得機会の拡大を図ります。 ハローワーク発行の求人情報や香川県内の就職支援イベント情報などをホームページ等で積極的に発信していきます。	経済課
27	経済的自立が可能な仕組づくりの促進	国及び県とともに、雇用の安定、非正規就労者と正規就労者の賃金格差やキャリアアップ機会の格差是正を啓発していきます。 また、雇用安定につながる施策等の情報提供を行っていきます。	経済課

(3) 行政の率先行動の実施

綾川町役場が率先して、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に取り組めます。

通番	取組	内容	関係課
28	ポジティブ・アクション※の推進	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)に関する庁内学習を進めるとともに、男性の育児休業の取得、「早く家庭に帰る日」の実践など、町役場の率先行動を進めます。 育休については、周知・推進を図っていくとともに、子育てと仕事のバランスの取れる環境の推進を図っていきます。	総務課

※ポジティブ・アクション：雇用の場において性別による事実上の格差を解消するため、企業が積極的な取組を行うこととされている。

第3節 子育て家庭が支えられるまち

子育てに関して多くの情報があふれており、行政として正確な情報提供が求められます。また、子どもを虐待などから守り人権を守る事業も推進していくことで、子どもが安心して成長し、周囲の人と絆を結ぶことのできる家庭、また地域となるようなまちづくりを推進していきます。

1 情報提供・相談の充実と交流の促進

(1) 情報提供体制の充実

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

通番	取組	内容	関係課
29	子育て情報の広報・周知の強化	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般町民へも積極的な情報提供をし、町民と子どもとの交流活動への参加を促進します。町広報や社協だよりなどへ子どもに関する情報掲載を強化していきます。 ホームページ、子育てアプリ、パンフレット等において、母子保健事業、子どもの病気の対処法、救急医療受け入れ先、各種経済的支援制度など、子育て情報の充実を図り町民の活用を促進していきます。	総務課 子育て支援課 健康福祉課

(2) 相談体制の充実

専門的なものからちょっとした相談まで、子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるように拠点の拡充、各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

通番	取組	内容	関係課
30	相談サービスの一元的な周知	各種相談サービスは、多様な主体により専門化されて提供されるため、町民にわかりやすく、対象や内容、日時などが一元的に紹介された一覧表を作成し、積極的に広報して周知を図っていきます。また上記内容について、ホームページ・子育てアプリでの充実にも努めます。	健康福祉課 子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
31	子育て相談体制の充実	<p>子育て支援センターなど、子どもや子育てに関わる全ての施設で相談をお受けしています。また、ニーズに応じて関係機関と連携し適切な支援へとつなげます。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、職員の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。</p> <p>令和2年度には、滝宮こども園に新たに子育て支援センターを開設し、子育て支援施設「きらり」では、子ども家庭総合支援拠点事業を整備し、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援事業を総合的に行える体制の充実を図っていきます。</p>	健康福祉課 子育て支援課
32	療育・発達相談体制の充実（専門家による子育て相談事業）	<p>療育・発達相談は、保護者の不安を軽くし、適切な訓練・指導に結びつくように努めていきます。</p> <p>言葉の遅れや発音が気になる子どもに対して、言語聴覚士又は臨床心理士によることばの相談を、年18～19回個別相談で実施していきます。</p> <p>この他子ども相談、発達支援親子教室（親子ここから教室）、子どもの発達に気がかりのある親のグループセミナー（親すみの日）などもあり、関連機関との連携もしていきます。</p>	健康福祉課 子育て支援課
33	いじめ・不登校などの相談体制の充実	<p>認定こども園・小中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、子ども会・スポーツ少年団など各種任意団体と、日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。</p> <p>小中学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、対応時に必要な関係機関との連携体制を整えていきます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課 生涯学習課
34	児童虐待の相談体制の強化	<p>綾川町要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止等対策ネットワークの構成機関（西部子ども相談センター、警察、主任児童委員）などと連携しながら、児童虐待の未然防止や早期解決に向けた迅速・的確な対応に努めます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
35	認定こども園巡回相談事業	<p>専門家に認定こども園の巡回を依頼し、ことばや発達の遅れなど支援が必要な子どもへの適切な対応を職員へ指導します。また同じ専門家による保護者との個別相談も実施しています。連携を大切に子育て家庭を支援します。</p>	子育て支援課

(3) 子育て交流の促進

子育て中の町民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	取組	内容	関係課
36	子育て各時期での交流機会の充実	<p>妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が、同じような世代の親子と交流が図れるよう、子どもや子育てに関する講座やイベントの充実を図っていきます。</p> <p>妊娠期（パパママ教室）、乳児期（ほのぼのラッコ）等交流機会の設定、認定こども園、小中学校等が開催する家庭教育学級の支援を行っていきます。</p> <p>また、地域で子育てに関する活動を行う「子育てサークル」に対して、活動費の一部補助を行っています。</p>	<p>子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課</p>
37	地域住民の交流促進	<p>地域の高齢者や子育て中の男性、中学・高校生などを含め、老若男女の地域住民が普段から交流し、子育て支援活動にかかわっていただけるよう、公共施設等で、認定こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事の開催を促進していきます。</p> <p>具体的には、各地区公民館にて毎年秋に文化祭を開催し、認定こども園の園児、小中学生、高齢者学級の作品等を展示していきます。</p> <p>また運動会は、認定こども園、学校、地域団体などの協力を得ながら、地域に開かれた行事として開催していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 生涯学習課</p>

2 健康づくりの促進

(1) 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進に努めます。

通番	取組	内容	関係課
38	母子保健知識の普及	母子健康手帳の交付、母子保健ガイドブックの配布等により母子保健の知識の普及に努めていきます。	健康福祉課
39	妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査に係る14回分の助成の内容を充実させていきます。また、妊婦健診未受診者の把握や妊娠届出時期、妊婦・家族状況等の状況把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問や相談事業等で支援を行っていきます。	健康福祉課
40	産婦健康診査の充実	産婦健康診査に係る2回分の助成の内容を充実させ、産後間もない時期の産婦の身体の回復と心の安定に係る適切な支援を受けることのできる取組を行います。 また、把握した状況で特に支援を要する対象者には、関係機関と連携しながら、産後ケア事業等の利用を検討します。	健康福祉課
41	乳幼児及び学校健康診査の実施	乳児・1歳半・3歳児健診、学校健診などを充実し、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成につなげていきます。 健診の受診を促すために、健診の意義や重要性を十分にPRし、周知していきます。未受診児については、全対象児の状況把握を行っていきます。 また、「学校保健会」を設けて、疾病などの早期発見・早期治療、子どもの健全育成を図っていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
42	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て、健康づくりの取組を実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。 パパママ教室、ほのぼのラッコ、離乳食講習会などを実施し、対象者への通知やチラシ等配布、広報掲載なども実施していきます。	健康福祉課 子育て支援課
43	乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業）	新生児や乳幼児を対象に、保健師や助産師が家庭訪問して発育状況を確認し、育児相談等を行い、母子の健全育成につながるよう努めていきます。	健康福祉課
44	養育支援訪問事業の実施	支援を必要としている親子を把握し、保健師と連携して個々の家庭の子育てを支援します。	子育て支援課 健康福祉課

通番	取組	内容	関係課
45	健康相談の実施	<p>専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。</p> <p>現在、2歳2～4か月児を対象に年6回、身体計測、育児・栄養相談、歯科衛生指導等を行っており、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
46	食育の推進	<p>保健分野、認定こども園、小学校・中学校のそれぞれにおいて、管理栄養士、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど、「食の学習」に努めます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
47	事故防止の啓発強化	<p>各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。</p> <p>妊娠届出時、こんにちは赤ちゃん訪問時、乳児健診時等にチラシの配布や指導を実施していきます。</p>	子育て支援課 健康福祉課
48	予防接種の適切な接種の促進	<p>すべての子どもが正しい知識のもと、計画的な予防接種によって疾病を免れるように、予防接種の意義や重要性を十分にPRし、その周知を図ります。</p> <p>広報、子育てアプリ、訪問、健診、相談等で周知していきます。</p>	健康福祉課
49	小児生活習慣病等の予防の推進	<p>小児生活習慣病の予防に向け、小中学校で予防健診を実施します。養護教諭や栄養教諭による親子への生活習慣の指導など、対策を進めていきます。</p>	学校教育課
50	母子愛育班活動の支援	<p>本町では、妊産婦、乳幼児を中心に地域住民の健康の保持増進を図り、明るく住みよい地域をつくることを目的として、各地区に愛育班が設置されています。離乳食講習会や子育て講演会開催時の託児をはじめ、母親同士の交流、親子のふれあいの場等、母子の健康づくりを中心に様々な活動を行っており、愛育班活動を支援していきます。</p>	健康福祉課
51	子育てホームヘルプサービス事業の充実	<p>出産前及び出産後、一時的に援助を必要とする家庭に、ホームヘルパーを派遣し、家事の援助等を行い、安心して出産や子育てができる環境を整備していきます。</p>	健康福祉課
52	産後ケア事業の実施	<p>出産後の母親及び新生児（乳児）が出産後の一定期間において保健指導を必要とする場合に、助産所に入所し出産後の保健指導等のサービスを提供していきます。</p>	健康福祉課

(2) 医療サービスの充実

女性や子どもが必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
53	不妊医療・周産期医療体制の充実	安心して妊娠出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。町においても経済的負担軽減支援を拡充していきます。	健康福祉課
54	小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。また、子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請していきます。また、医師会に協力依頼し、休日当番医制度など、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。	健康福祉課

3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

(1) 療育体制の充実

障害や発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努め、地域の教育・保育施設で障害のある子を積極的に受け入れ、充実した教育・保育に努めます。第3節 1 (2) 相談体制の充実における取組と重複して実施する内容もあります。

通番	取組	内容	関係課
55	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障害・発達の遅れ等の早期発見に努め、相談事業や必要に応じて医療機関、療育機関等につなげていきます。療育機関と町の連携強化にも努めていきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
56	障害児保育・特別支援教育の充実	認定こども園・小中学校で障害や発達上課題が見られる子どもを受け入れ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、教育・保育内容・技術の研修、補助員など人員の充実、施設の充実などに努めます。 中讃地域特別支援連携協議会と連携するとともに、綾川町特別支援研修会の開催し、講師を招いて、特別な発達支援の必要な児童・生徒に対する支援方法や、環境整備に関する研修を行っていきます。 また、必要に応じて職員が専門家の指導を受けられる体制を作っていきます。職員は県等の専門的研修を積極的に受け、学校においては、通常学級の児童・生徒に対しても、特別支援教育的な視点を加えた学習指導、日常生活指導を行っていきます。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

(2) 生活支援の充実

障害のある子どもや育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

通番	取組	内容	関係課
57	経済的な支援の活用促進	特別児童扶養手当や障害児福祉手当など、障害児への各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。 必要に応じてパンフレット等配布を行っていきます。	子育て支援課 健康福祉課
58	在宅生活の支援の強化	障害のある子や保護者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用促進に努めます。また、障害のある子を持つ親の会や障害児を支援する各種ボランティアの育成に努めます。	子育て支援課 健康福祉課

4 ひとり親家庭への支援の強化

(1) ひとり親家庭への支援の強化

ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のために相談・支援体制の充実に努めます。

通番	取組	内容	関係課
59	ひとり親家庭を対象とした支援の周知	ひとり親家庭を対象とした支援等について、香川県作成の「ひとり親家庭のしおり」や町の広報、ホームページ等を利用して周知を図ります。	子育て支援課
60	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の不安や悩みを解消するため、香川県の母子自立支援員をはじめとして各支援機関と連絡調整などを行い、県と連携してきめ細かい相談を実施していきます。 平成31年度より児童扶養手当現況届について平日の臨時夜間受付を2日間実施することで、利便性の向上を図り、相談しやすい体制づくりに努めています。	子育て支援課
61	経済的支援の強化	ひとり親医療費助成、児童扶養手当、母子父子福祉資金貸付、入学支度金制度など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。町制度の拡充に努めるとともに、国・県に対して、制度の一層の充実を要望していきます。	子育て支援課 保険年金課 学校教育課

通番	取組	内容	関係課
62	就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めます。また、香川県やハローワークの相談窓口への取次ぎや連絡調整を行い、就業に役立つ制度や、知識・技能の学習機会の利用促進に努めます。	子育て支援課
63	交流の促進	ひとり親家庭の孤立防止と、相互の協力体制づくりに向けて、ひとり親家庭交流の機会を設け、ボウリングなどのスポーツ交流や親睦を深められる活動を推進していきます。	子育て支援課

5 経済的負担の軽減

(1) 経済的負担の軽減

国や県、町の制度を活用し、子育て家庭の負担の軽減に努めます。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

通番	取組	内容	関係課
64	子育てに関する経費・料金負担の軽減	認定こども園の保育料、小中学校を含めた教材費、給食費などは、制度の活用による負担軽減に努めます。また、就学援助や医療費の助成も行っています。 一時保育、ファミリー・サポート・センター利用時の、利用料金の援助については、健やか補助金を利用し、保護者の負担軽減につなげています。	税務課 子育て支援課 健康福祉課 保険年金課 学校教育課

6 児童虐待への対策

(1) 児童虐待の防止と早期対応

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。

通番	取組	内容	関係課
65	児童虐待の防止	子育ての悩みに関する相談や保護者同士の交流などの場を積極的に提供し、利用を促進します。また、産後うつの早期発見や、ニーズに応じて町のこころの相談を紹介するなど、保護者のこころの健康維持にも努め、虐待の未然防止につなげます。 虐待に関する知識や、発見者の通告義務などについて、認定こども園・学校を中心にパンフレット等を用いて広く町民に周知します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

通番	取組	内容	関係課
66	子ども家庭総合支援拠点の整備	令和2年度に、子育て支援施設「きらり」に子ども家庭総合支援拠点を整備し切れ目ない子育て支援を目指します。	子育て支援課

7 子どもの権利・意見の尊重

(1) 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

子どもの人権について、多様な啓発活動を推進するとともに、子どもも町民の一人として、主体的に社会参画できるよう、まちづくりに子どもの意見を反映する仕組みづくりに努めます。

通番	取組	内容	関係課
67	子どもの権利の啓発・普及の推進	「児童の権利に関する条約」に基づいた、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、あらゆる媒体・機会をとらえ広報啓発を図ります。	子育て支援課 住民生活課

8 子どもの貧困対策

(1) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、困難な状況を社会全体で支えていくことを念頭に置き、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

通番	取組	内容	関係課
68	相談・支援体制の機能充実と連携強化	問題のある家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を中心として、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図ります。また、親の妊娠・出産から子の社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークを確保します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
69	子どもの貧困対策への資質向上	子どもが成長していく各段階で接するすべての場所が、問題のある家庭の発見と支援のプラットフォームとなるために、町全体の意識作りと、関係機関の職員の資質向上を行います。具体的には関係機関の職員を中心に子どもの貧困対策コーディネーター養成講座の受講者を増やし、問題を発見できる力の向上を目指します。	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課

通番	取組	内容	関係課
70	支援家庭への情報提供・連携の強化	<p>各支援団体、関係機関が個別の支援をしていくうえで、より効果的な制度の活用と適切な支援の選択ができるように、また支援の情報が届きにくい家庭にも情報が届きやすいように、制度の周知を強化します。県事業で町に情報が乏しいものについても、情報提供できるように、リーフレット等周知媒体を収集し、町制度についても用途ごとに一覧で事業が把握できるリーフレットを新規編纂します。またホームページの内容充実に取り組みます。</p> <p>ひとり親家庭支援においては特に、窓口のワンストップ化を目指し、担当課窓口から各種支援事業や相談機関へのスムーズな移行を目指します。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
71	子どもや保護者の居場所づくりの推進	<p>子育て支援センターや子育て支援施設、児童館を中心に、子ども達が安全・安心に過ごせる場所や環境の整備を行います。また、地域資源の発掘・活用のために子育てサークル活動への助成を行い、地域全体で子育てを支える環境の整備に取り組みます。</p> <p>外国人で日本語の不自由な家庭や、不登校児や高校中退者など、困難を抱えて孤立しがちな家庭の居場所づくりに取り組みます。</p>	子育て支援課 健康福祉課 学校教育課
72	学習支援事業の推進	<p>家庭環境に関わらず、学習する機会が得られるよう、学習支援の機会提供や費用負担を実施しています。現在、利用可能な学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度学習支援事業（中学生・高校生継続支援）、夏のステップアップ勉強会（中学3年生夏休み実施）、ひとり親家庭等学習支援事業（小学生対象）です。ひとり親家庭等学習支援事業は香川県の事業であり、令和2年度より経費の一部を町が負担します。また県事業の落選者を対象として、同様の学習支援を利用できる事業を開始します。今後も制度の充実を図ります。</p>	子育て支援課 学校教育課 健康福祉課
73	経済的支援の推進	<p>家庭の状況や子育ての段階に合わせて利用できる各種手当や一時金、減免制度、助成制度、資金の貸付制度があります。また、生活困窮者自立支援制度を始めとして相談員や役場窓口にて随時相談を受け付けています。</p> <p>困窮の原因や状況により適切な支援を行うとともに、経済的負担を軽減するための事業と就労支援や家計相談などの保護者の経済的基盤を安定させる事業を組み合わせることで、長期的な視点での支援を心がけ、経済的困窮の予防・早期改善を目指します。</p>	子育て支援課 健康福祉課 保険年金課 学校教育課

第4節 子どもの生きる力が育まれるまち

幼児期の教育・保育の一体的提供等を進めていくために、各認定こども園の連携を深めるとともに、幼児教育と小学校教育の連携も深めていきます。

また学校教育については、基礎学力の定着や国際理解教育、人権教育などを推進していくとともに、いじめ不登校問題への対応など従来からの取組の充実に努めます。

さらに地域活動を通しての子どもと地域の住民との交流を促し、子どもの人格形成や地域文化の継承などを促進するとともに、多様な価値観の理解を促し、健全な育成につながるまちづくりを推進していきます。

1 生きる力を育てる教育の推進

(1) 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実に図ります。

通番	取組	内容	関係課
74	就学前教育の充実	就学前教育に関する法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、認定こども園での個性あふれる教育を推進していきます。	子育て支援課
75	幼児教育と小学校教育の連携促進	幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けた教育及び保育内容の工夫を図り、連携を通じたその質の向上を図ります。 具体的には、小学校区ごとの交流活動及び合同研修の実施等を通じ、児童・教職員同士の交流を積極的に進めていきます。 また、児童の指導要録や子どもの育ちを支えるための資料の送付・就学時の情報交換等、学校教育課、子育て支援課を中心として、認定こども園・小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めていきます。	子育て支援課 学校教育課
76	職員の資質の向上	認定こども園、小学校、中学校等の職員研修や交流などを実施し、職員の資質の向上を促進します。	子育て支援課 学校教育課

(2) 学校教育の充実

豊かな心をもち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成を目指し、各学校がその特色を生かした教育を推進します。

通番	取組	内容	関係課
77	基礎学力の定着	<p>「主体的・対話的で深い学び」を常に意識しながら授業改善に努め、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。</p> <p>指導者には、指導技術の伝承と、日頃の授業における工夫、改善に研究的に取り組むよう促していきます。特に、今後5年の間に、若年教員の占める割合が高まることから、この課題に対する対応策は急務になっており、対策に努めます。</p>	学校教育課
78	情報教育の推進	<p>パソコンなど情報機器活用能力を育成するとともに、情報を収集・整理し、活用できる人材の育成に努めます。</p> <p>同時に、ICT機器活用環境の整備も図ります。</p>	学校教育課
79	国際理解教育の推進	<p>世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成を目指して、ALTの配置や、オイスカ四国研修センター（地域の在住外国人が多数在住）との交流など国際理解教育を推進していきます。</p>	学校教育課
80	人権教育・福祉教育、健康、体力の維持推進	<p>他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った児童・生徒の育成を目指して、人権教育を推進します。また、児童・生徒の思いやりの心を育むよう努めます。また、子どもの健康、体力の増進のため、地域、家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実します。</p> <p>具体的には、各学校において保護者を含めた「人権集会」を開催して人権教育を進めていきます。また養護教諭を中心に栄養教諭・担任の三者で、子どもの健康、体力の増進のため地域、家庭、医療機関等と連携し、教育・相談等の充実を図っていきます。</p>	学校教育課 生涯学習課 住民生活課
81	不登校やいじめなどへの対応	<p>地域、家庭、学校が連携し、スクールカウンセラーや少年育成センターの相談事業により、不登校やいじめの加害・被害児童・生徒、親への適切な指導に努めます。また、不登校などの児童・生徒を対象にした適応指導教室の設置や保健室登校などの柔軟な運営に努めるとともに、ボランティアによる支援を促進していきます。</p> <p>また、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を通して、即時的に相談できる職員集団の形成を促進します。チームとして、毅然とした態度で、視野を広く持った支援が可能となるよう、制度的側面の整備と、人材活用的側面の充実をより図っていきます。</p>	学校教育課 生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
82	開かれた学校づくりの推進	スクールアドバイザーの積極的な活用や、地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育に当たることができるよう、「学校評議員」「学校関係者評価委員」「学校運営協議会委員」等の意見を取り入れ充実を図ります。また、グラウンド、体育館など、学校施設を開放し、地域の人々との交流を促進します。	学校教育課 生涯学習課
83	安全な学校づくりの推進	安全な学校づくりのために、防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、交通指導員、学校支援ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。同時に、学校の老朽化した施設等の改修・更新や、教育機器の整備・充実に努めます。また余裕教室の積極的な活用を図ります。	学校教育課
84	教員の資質の向上	教員の指導力・資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。	学校教育課

2 多様な学習機会の提供

(1) 社会体験の促進

認定こども園、学校などでは、地域の協力を得ながら、特色を生かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	取組	内容	関係課
85	地域での社会体験の促進	自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な導入により、子どもたちが、環境への理解、社会福祉への理解、育児への理解、家庭生活・社会生活への理解を深められるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) 地域活動・文化活動の促進

育成会をはじめ各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	取組	内容	関係課
86	子ども会育成会活動の活性化	リーダーの育成や活動の充実などにより、子ども会育成会活動の活性化を図り、同年齢・異年齢の子どもとの交流を促進します。	生涯学習課

通番	取組	内容	関係課
87	多様な地域活動の促進	各地域に古来から伝わる伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの積極的な地域活動への参加を促進していきます。	生涯学習課

(3) スポーツ活動の促進

スポーツ少年団活動を中心に、子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	取組	内容	関係課
88	スポーツを通じた子育て支援	スポーツ少年団の活動への助成や一流選手のスポーツ教室の開催、町民綱引大会における子どもの部、幼児体操教室開催などスポーツを通して、子どもの健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。	生涯学習課

第5節 子どもののびのび育つまち

日々の暮らしの基本となる住まいは、子どもが生活しやすく、子育てがしやすい環境であることが求められます。

このような視点から子どもにとって配慮された生活環境を整備し、子どもがのびのびと育つことのできるまちづくりを進めていきます。

1 子どもにやさしい生活環境の整備

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てにやさしい住宅の普及を促進するとともに、子どもや妊産婦、親子連れが安心してまちに出て、社会参加できるまちづくりを進めます。

通番	取組	内容	関係課
89	子ども・子育てにやさしい設備・建物・施設の整備	親子連れでも安心して利用できるよう、公共公益建物等において、ベビーカーで利用できるスロープ、エレベーター等の整備や、トイレ内へのベビーチェア等の設置を促進し、公共施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの活用を推進していきます。また、講座やイベント等に利用される公共建物には託児・授乳スペースの整備を推進していきます。	全課

(2) 安全・安心の確保

子どもに最大限配慮した防災・防犯・交通安全対策を推進します。

通番	取組	内容	関係課
90	交通安全施設等の整備	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、交通安全看板など、各種交通安全施設等の整備・拡充を図ります。	総務課 建設課
91	交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、地域住民に対して、子どもの事故被害の危険性を積極的に広報していきます。具体的には、親子での通学路点検を実施し、交通危険箇所の確認を行っていきます。	総務課 学校教育課 子育て支援課

通番	取組	内容	関係課
92	子どもに配慮した防災対策の推進	認定こども園・学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。また、関係各課や関係団体と連携し、合同の防災訓練などの実施を検討していきます。	総務課 子育て支援課 学校教育課
93	子どもに配慮した防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯灯の充実や地域での見守り活動の重要性の啓発など、防犯体制の強化を図ります。特に、警察と連携しながら子どもかけこみ110番の家について、協力家庭・事業所の拡大を図るとともに、制度の趣旨を町民に周知していきます。	総務課 建設課 学校教育課 生涯学習課

2 一生懸命遊べる場の確保

(1) 屋外活動の場の充実

自然環境を生かしながら、子どもたちが思いっきり駆け回ったり、スポーツを楽しめる、遊び場・活動の場を充実します。

通番	取組	内容	関係課
94	屋外活動の場の充実	グラウンド、テニスコートなど屋外活動施設の整備と適正な維持管理に努めます。また、校庭を開放したりや園庭の遊び場としての活用を図ります。 この他、綾川流域水環境保全推進協議会において水生生物調査を実施するなど、野山や水辺が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然環境の保全に努めます。	住民生活課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
95	公園の整備	公園整備や管理のあり方、既存の公園や公有地などの有効活用についてとりまとめ、具体的整備に向け準備をすすめます。	建設課

(2) 屋内活動の場の充実

子どもの屋内活動の拠点として、また、季節や天候に関係なく遊べる場として、既存の図書館や体育館などの充実と遊休施設の活用を進めます。

通番	取組	内容	関係課
96	屋内活動の場の充実	子ども同士や親子連れで気軽に来て遊べる地域の屋内遊びの場の拡充を図ります。	子育て支援課 生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援サービスの提供見込量

本事業計画における事業量は、推計人口とニーズ調査の結果を基に、以下の方法で算出しました。なお詳細は、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（以下、『手引き』と略称）をご参照ください。

第1節 子ども・子育て支援サービスの量の見込みの算出方法

1 量の見込みの算出項目

(1) 教育・保育施設及び事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	1号認定（幼稚園及び認定こども園（短時部）） ※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの （幼稚園及び認定こども園（短時部））	3～5歳
3	2号認定（保育所及び認定こども園（長時部））	3～5歳
4	3号認定（保育所及び認定こども園（長時部）＋地域型保育事業）	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	算出対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	—
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生

※「1 利用者支援事業」、「3 妊婦健康診査」、「4 乳児家庭全戸訪問事業」、「5 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込を算出しました。

※算出対象年齢は、見込み量を出すために国が指定した年齢であり、実際の利用対象年齢と一致しない事業もあります。

2 量の見込みの算出方法

最初にコーホート変化率法によって、当町の平成 27～31 年度の 0～11 歳の子どもの人口を推計しました。

次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。

家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出しました。

※コーホート変化率法…将来人口の推計手法

※教育・保育の量の見込みは、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出

※地域子ども・子育て支援事業では、事業別に、年度ごとに算出

保護者の就労状況等から分類する潜在的家庭類型は以下のとおりです。

3 家族類型の定義

家庭類型	就労状況等
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）※
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）※
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が 月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）※
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが 月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）※
タイプF	無業×無業

（※）就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

月 120 時間以上	⇒	=両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量：1日 11 時間までの利用に対応
月 48 時間以上～ 120 時間未満	⇒	=両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量：1日 8 時間までの利用に対応 【CとC'（EとE'）の区分】 現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し、学校教育を利用する 可能性が高い者をC'（E'）に区分する。
月 48 時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64 時間／月の間で市町村が定める

4 量の見込みの算出方法のイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数 (人)		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法 による年度ごと年齢ご との推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・量の見込みの算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		量の見込み
タイプA		×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第2節 幼児期の学校教育・保育の提供見込量

1 教育・保育施設の提供見込量

第2期計画期間においては、令和2年度より全て従来の幼稚園、保育所から認定こども園に移行するため、確保方策では、1号認定、2号認定、3号認定（0歳、1～2歳）すべてを認定こども園で受け入れる計画となります。

■ 1号認定（幼稚園・認定こども園）【3歳～5歳】

家庭類型がタイプC'、D、E、Fの3歳以上で、ニーズ調査では、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人がここに含まれます。

令和2年度においては、国の定義による1号認定の量の見込みは63人となっています。これに対する確保方策として、町全体での認定こども園の定員を109人としており、量の見込みを46人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和3年度以降についても同様です。

単位（人）	令和元年（第1期）		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	提供可能 （定員）	現状	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み①	—	—	63	63	58	58	58
確保方策②	85	58	109	109	109	109	109
②-①	—	27	46	46	51	51	51

※令和元年（第1期）の「現状」における「確保方策②」は、平成31年3月31日現在の利用児童者数（以下、同様）。

■ 2号認定（保育所・認定こども園）【3歳～5歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの3歳以上で、ニーズ調査では、現在「幼稚園」を利用していない人で、今後「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人を含みます。2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される人数についてもここに含めます。

令和2年度の量の見込みは512人となっています。これに対する確保方策として、町全体での認定こども園の定員を515人としており、量の見込みを3人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和3年度以降についても同様です。

単位（人）	令和元年（第1期）		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	提供可能 （定員）	現状	2号	2号	2号	2号	2号
量の見込み①	—	—	512	508	472	471	470
確保方策②	574	475	515	515	515	515	515
②-①	—	99	3	7	43	44	45

■ 3号認定（保育所・認定こども園）【0歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの0歳で、ニーズ調査では、今後「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人を含みます。

令和2年度の量の見込みは89人となっています。これに対する確保方策として、町全体での認定こども園の定員を90人としており、量の見込みを1人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和3年度以降についても同様です。

単位（人）	令和元年（第1期）		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	—	—	89	87	86	84	81
確保方策②	64	82	90	90	90	90	90
②-①	—	—	1	3	4	6	9

■ 3号認定（保育所・認定こども園）【1・2歳】

家庭類型がタイプA、B、C、Eの1・2歳で、ニーズ調査では、今後「保育所」、「認定こども園」等を利用したいと回答した人を含みます。

令和2年度の量の見込みは260人となっています。これに対する確保方策として、町全体での認定こども園の定員を261人としており、量の見込みを1人上回っています。職員配置等、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。令和3年度以降についても同様です。

単位（人）	令和元年（第1期）		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	提供可能（定員）	現状	3号	3号	3号	3号	3号
量の見込み①	—	—	260	259	259	259	259
確保方策②	242	258	261	261	261	261	261
②-①	—	—	1	2	2	2	2

2 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、学校教育と保育の一体的提供に対して、令和2年度から認定こども園を6園開設し、町全体で認定こども園を7園とすることにより、提供体制を確保していきます。また、認定こども園から小学校への就学をより円滑にするために、認定こども園と小学校間においてより一層の連携を図っていきます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施していきます。

4 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置に努めます。

5 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の見込量

1 利用者支援事業

《事業の概要》

子どもとその保護者の身近な場所で、こども園等の教育・保育施設の利用や子育て支援事業等の情報提供をし、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

《綾川町の状況》

本町では、子育て支援コーディネーターを配置し、子育て支援施設「きらり」で実施しています。

令和2年度から子ども家庭総合支援拠点として整備し、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援事業を総合的に展開していきます。

(か所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

2 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。

《綾川町の状況》

現在、子育て支援センター「にじ」、子育て支援施設「きらり」、南原児童館（ひよこ広場）で実施しています。また、いきいきセンターで出張子育て広場も開催しています。平成30年度の利用実績は、515人でした。

令和2年2月に開設する滝宮こども園において、令和2年4月に新規に子育て支援センターを開設し、さらなる支援体制の拡充を図っていきます。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

(人日/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	560	580	590	600	610
②確保方策	900	900	900	900	900
②-①	340	320	310	300	290

3 妊婦健康診査

《事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《綾川町の状況》

妊婦健康診査に係わる費用を14回分助成しています。妊婦健診未受診者の把握や妊娠届時期、妊婦・家族状況等の把握に努め、受診勧奨や妊娠中及び産後早期の家庭訪問により支援を行います。把握した状況により、支援を要する対象者には、関連機関と連携しながら養育支援訪問事業等の利用を検討していきます。

※令和2年度以降は、将来の0歳児数に14回を乗じて推計。

(人回/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,016	1,988	1,932	1,876	1,848
②確保方策	2,016	1,988	1,932	1,876	1,848
②-①	0	0	0	0	0

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《事業の概要》

新生児や乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育発達の確認や、子育て支援に関する情報提供や相談を行う事業です。

《綾川町の状況》

平成30年度の年間延べ件数は、130件でした。新生児訪問指導と合わせ、乳児のいる全家庭に対して、実施し母子の健全育成につながるよう努めていきます。

※量の見込みは、将来児童数（各年0歳児）から推計。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	144	142	138	134	132
②確保方策	144	142	138	134	132
②-①	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

《事業の概要》

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業です。

《綾川町の状況》

保護者や家族等からの相談や、教育・保育施設等、また子育て支援施設等との連携により、支援を必要としている親子の実態把握に努め、保健師とも連携をしながら、事業を実施していきます。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

6 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上等の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

《綾川町の状況》

本町では宿泊ができる福祉施設3か所（社会福祉法人イエス団豊島神愛館、社会福祉法人四恩の里亀山学園、社会福祉法人弘善会児童養護施設讃岐学園）と契約を結び、子育て短期支援事業を行っていますが、この第1期計画期間中の実績は0人となっています。

※ニーズ調査結果から算出。

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	365	365	365	365	365
②－①	363	363	363	363	363

7 ファミリー・サポート・センター事業

《事業の概要》

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

《綾川町の状況》

本町では、たかまつファミリー・サポート・センター（高松市、三木町、綾川町）に委託し事業を行っています。平成30年度の利用回数は、180回／年でした。

確保方策に対しては、会員（お願い会員74人、まかせて会員31人、どちらも会員4人：人数は平成30年度）のさらなる増加を見込んでいます。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

（回／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	184	186	188	190	192
②確保方策	184	186	188	190	192
②－①	0	0	0	0	0

8 一時預かり

（1）幼稚園での預かり保育（在園児対象）

《事業の概要》

1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いとされるものに対する預かり保育事業です。

《綾川町の状況》

本町の考え方としては、1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いとされるものに対する預かり保育の利用に対しては、令和2年度より全施設が認定こども園になることにより、各認定こども園でニーズに対応していく予定です。

※ニーズ調査結果から算出。

（人日／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（1号認定）	9	9	8	8	8
①量の見込み（2号認定）	30,228	30,019	27,919	27,814	27,762
②確保方策	認定こども園でニーズに対応します。				
②－①	0	0	0	0	0

(2) 幼稚園以外での一時預かり（在園児以外）

《事業の概要》

こども園等に入所していない未就園児について、親の疾病、通院等及び、不定期の就労等の目的で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、子どもを預けたい人に対応する事業です。

《綾川町の状況》

令和2年度からは、昭和こども園に加え、滝宮こども園において、一時保育室を設置します。提供可能数は（6人×年間242日×2か所）2,904人日／年となります。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

（人日/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,943	2,079	2,225	2,381	2,548
②確保方策	2,904	2,904	2,904	2,904	2,904
②－①	961	825	679	523	356

9 延長保育事業

《事業の概要》

こども園等における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

《綾川町の状況》

量の見込みは令和2年度で31人となっています。現在の19:00までの延長保育によりほとんどの人のニーズに対応できる見込みです。令和2年度からは、こども園で実施していきます。

※ニーズ調査結果から算出。

（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	31	31	30	30	29
②確保方策	31	31	31	31	31
②－①	0	0	1	1	2

10 病児保育事業

《事業の概要》

子どもが急な病気となった場合、病院・こども園等に付設された専用スペースなどで保育を行う事業です。

《綾川町の状況》

本町では、陶病院の病児保育室「うぐいす」で実施しています。さらに令和2年度から、新たに整備される滝宮こども園の病児保育室「ひだまり」においても、病児保育を実施し、本事業の充実を図ります。

量の見込みは、令和2年度で962人日／年とします。従来「うぐいす」において定員の3名を超える利用希望がある場合もあったため、利用実績から算出した人数に287人（年間の開所日に1人。開所日数を日曜祝祭日を除いた287日として計算）を追加して設定しました。確保方策は、定員は3人×287日×2か所＝1,722人となります。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

(人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	962	964	966	968	970
②確保方策	1,722	1,722	1,722	1,722	1,722
②－①	760	758	756	754	752

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・なかよし学級）

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の、小学校に就学している児童に対して、専用施設などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

《綾川町の状況》

本町では「なかよし学級」との名称で、現在1年生から6年生の児童を、本事業の対象としています。令和2年度の量の見込み324人から令和6年度337人と増加傾向になっています。計画期間を通じて、受け入れ可能な場所での受け入れ体制を整えていきます。

※令和2年度以降は、実績の推移を元に推計。

(人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量 の 見 込 み	1年生	116	119	120	121	121
	2年生	63	64	65	65	65
	3年生	61	62	62	63	63
	4年生	55	57	57	58	58
	5年生	24	24	24	25	25
	6年生	5	5	5	5	5
	合計	324	331	333	337	337
②確保方策		324	331	333	337	337
②-①		0	0	0	0	0

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

《綾川町の状況》

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設利用認定子どもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

《事業の概要》

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

《綾川町の状況》

今後、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の状況及び保護者等のニーズにより、必要に応じて実施を検討していきます。

第4節 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

本町では、放課後の子どもへの施策として、基本目標1・基本施策2「放課後児童対策の充実」において、「放課後児童健全育成事業の充実」、「放課後子供教室推進事業の充実」、「児童館活動事業の充実」に取り組んでいます。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（なかよし学級）と放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

1 事業目標について

「新・放課後子ども総合プラン」の最終年度（令和5年度）までの事業目標は下記の通りです。

	事業内容	令和5年度までの事業目標
1	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携強化	互いに連携して児童が様々な体験活動ができるよう努めます。
2	放課後子供教室の整備	多くの児童が興味を持って参加でき、多様な体験をできるように、イベントやプログラム等の充実を図っていきます。

2 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する方策について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

	項目	実施内容
1	公民館等での放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、社会教育施設等の利用を促進します。
2	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。

	項目	実施内容
3	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	教室開始前に保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
4	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。また事業のアウトソーシングも含めた効率的な運営を行います。

第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 関連機関との連携

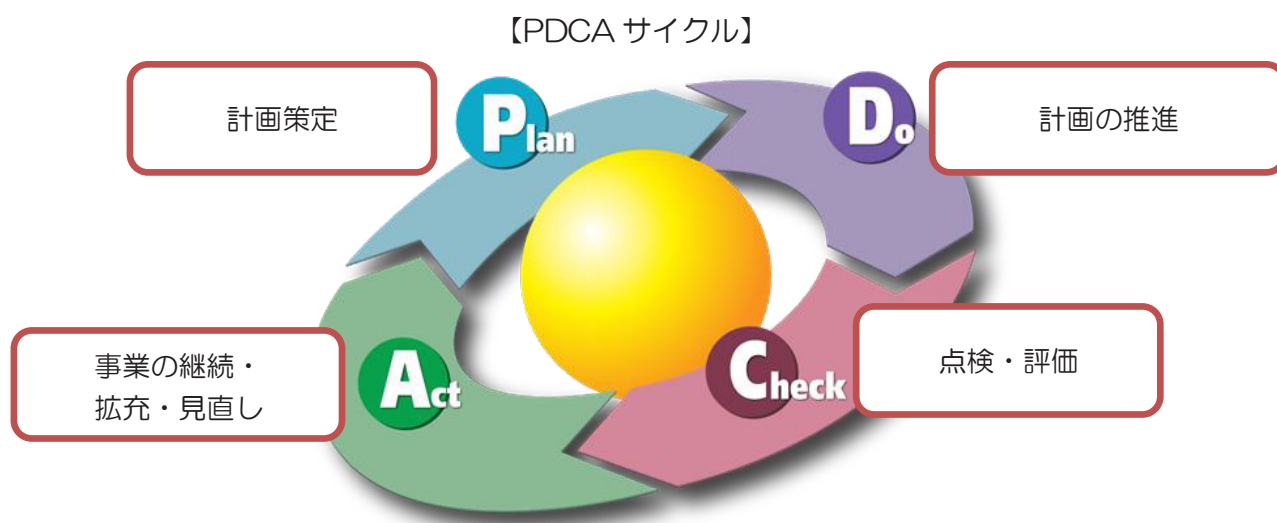
本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、地域、学校、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、町民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「綾川町子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施します。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入しています。

なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。



第1節 綾川町子ども・子育て会議の経過

日程	主な内容
【第1回】 平成31年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て会議について ・ニーズ調査について
【第2回】 令和元年10月28日	【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査報告 ・第1期綾川町子ども・子育て支援事業計画総括について ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画における量の見込について ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について ・綾川町教育・保育施設の定員について
【第3回】 令和2年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年2月28日～ 令和2年3月10日	【予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施 ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画（案）
【第4回】 令和2年3月25日	【予定】 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画の承認

第2節 子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

区分	所属	役職名	氏名	備考
子どもの保護者	幼児保護者代表	綾川町PTA連絡協議会副会長 滝宮保育所保護者会会長	笹 一俊	
	小学校保護者代表	綾川町PTA連絡協議会会長 陶小学校PTA会長	福家 啓明	
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	保育所長	綾川町保育所代表 滝宮保育所長	萱原 千恵実	
	小学校長	綾川町小学校代表 陶小学校長	小谷 修	
	児童館長	南原児童館館長	山田 博司	
	保健師	綾川町保健師	渡辺 美穂	
子ども・子育て 支援に関し学識 経験の者	学識経験者	香川大学 副学長	山神 眞一	会長
	学識経験者	滝宮総合病院 小児科部長	西森 緑	
	教育委員	綾川町教育委員会委員	香西 弘志	副会長
	民生児童委員	綾川町民生児童委員会会長	岡田 きみ子	
	母子愛育会	綾川町母子愛育会会長	常包 陽子	
	青年会	綾川町青年会会長	十河 由人	

